

ISSN 2758-8157 (Online)

ISSN 1882-6210 (Print)

令和 5 年度 (2023 年度)

奈 良 体 育 学 会
研 究 年 報

第 28 号

奈 良 体 育 学 会

令和 6 年 3 月

ISSN 2758-8157 (Online)
ISSN 1882-6210 (Print)

令和 5 年度 (2023 年度)

奈 良 体 育 学 会
研 究 年 報

第 28 号

奈 良 体 育 学 会

令和 6 年 3 月

卷頭言

奈良体育学会
会長 松井 良明

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は奈良体育学会の活動にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。今年度も『奈良体育学会研究年報』第28号をお届けすることができました。会員各位のご協力に改めて感謝申し上げる次第です。

本号には、令和5年11月25日に奈良女子大学で開催された学会大会での一般研究発表6題と公開シンポジウムの再録に加え、2題の誌上発表論文を掲載することができました。なお、一般研究発表を行われた杉浦晴佳さん(奈良女子大学大学院)におかれましては「学生・若手研究奨励賞」を受賞されました。今後も引き続き、研鑽を積んでいかれることを期待しております。

今年度の公開シンポジウムでは、井上邦子会員(奈良教育大学)、田里千代会員(天理大学)、星野聰子会員(奈良女子大学)にご登壇いただき、「奈良のスポーツ遺産について考えるPart2」と題してそれぞれの観点から話題提供をいただきました。今回はとくに地元奈良にある「無形のスポーツ遺産」の広がりとそれらの活用方法等について、認識を広げ、理解を深める貴重な機会となったのではないかと考えています。3名のシンポジストの皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げたいと存じます。

最後になりましたが、本年度における本学会のすべての事業にご尽力いただきました皆様に対し、深く感謝申し上げたいと存じます。どうもありがとうございます。

2024年3月

奈良体育学会研究年報 第 28 号

目 次

卷頭言

松井良明（奈良体育学会会長）

令和 5 年度奈良体育学会大会・一般発表（抄録）

リリースタイミングの制約時における投動作の調節 【学生・若手研究奨励賞受賞発表】

杉浦晴佳・高徳希・藤原素子 1

学校体育における「スポーツ参加の多様化」の理論的視座に関する研究 澤田悠 2

在日韓国人学校における民族スポーツと教育に関する考察

—課外活動での取り組みから— 玉川佳奈妥 3

小学校体育におけるゴール型授業の教材と指導技術に関する事例研究

—小学校高学年のサッカー授業への介入授業を通して— 氣田奎一 ...4

モーションキャプチャを用いた体幹側屈動作時における脊椎曲率の評価

金子竜大・来田宣幸・権野めぐみ・野村照夫・中谷敏昭5

高齢者の転倒自己効力感に関わる身体的・心理的要因 荒内来美・星野聰子6

令和 5 年度奈良体育学会シンポジウム

「奈良のスポーツ遺産について考える Part 2 」

・趣旨 松井良明（コーディネイター）7

・奈良の民俗スポーツモウ神事を事例として— 井上邦子（シンポジスト）8

・「スポーツ遺産」をいかに研究するか

—「無形文化遺産」と「ヘリテージ」の概念を手がかりとして—

田里千代（シンポジスト）18

・奈良女子大学での武道教育 星野聰子（シンポジスト）23

誌上発表論文

奈良県田原本町に在住する高齢者のフレイルの実態と機能的体力との関係

中谷敏昭・金子竜大27

学校体育における「スポーツ参加の多様化」の理論的視座に関する研究 澤田悠33

規程一覧

奈良体育学会会則

奈良体育学会「学生・若手研究奨励賞選考内規」

「奈良体育学会研究年報」投稿規程

一 般 癸 表

リリースタイミングの制約時における投動作の調節

杉浦 晴佳¹, 高徳 希², 藤原 素子²

(¹奈良女子大学大学院 人間文化総合科学研究科, ²奈良女子大学)

キーワード：投動作, タイミング一致, 時間的制約

1. 目的

ハンドボールのような球技スポーツにおいては、移動する味方に対して正確なパスを出すことは重要なスキルの一つであり、状況を予測し適切な時間に動作を遂行することが必要となってくる。さらに、実際の競技場面ではディフェンスなどの外的要因によって自己動作が制限される場面も多い。そこで、移動する味方に見立てた移動視標に対する投球によるタイミング一致課題を行った。リリースタイミングを2種類設定し、時間的制約時における投動作の調節について検討した。

2. 方法

ハンドボールまたはバスケットボールの競技年数が3年以上の右利きの女子大学生20名を対象とした（年齢： 20.6 ± 1.6 歳、身長： 159.1 ± 5.7 cm、体重： 52.5 ± 6.6 kg）。

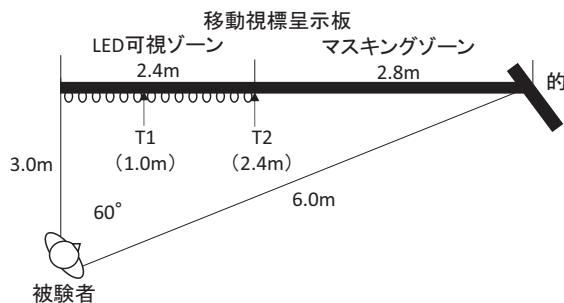


図1. 実験構図

図1に示すように、被験者は的に向かい座位姿勢で視標速度の認知、自己動作の見積もり、投球課題を行った。移動視標には発光ダイオード(LED)の点滅を用い、2.4m以降にマスキングを施した。視標速度は2種類(slow: 2.65m/s, fast: 4.00m/s)とした。投球課題においては、移動視標が的に到達する時刻にボールが的に到達するよう、任意のタイミング(T0条件)、LEDがT1の位置に到達するタイミング(T1条件)、LEDがT2の位置に到達するタイミング(T2条件)の3つのリリースタイミングでの投球を行った。

本研究では視標速度がslowの場合のみを分析対象とし、まず全被験者については各課題のタイミング誤差時間(恒常誤差:CE, 絶対誤差:AE)、動作時間を分析した。さらに、視標速度の認知とT0条件のタイミング誤差時間が小さかった10名を抽出し、ボール速度、ボール移動速度ピーク値、リリースポイントについて分析した。

動作時間については、動作開始からリリースまでをフォ

ワードスイング(FS)区間、リリースからボール到達までをボール飛翔区間とした。また、LED開始に対する動作開始時刻を動作開始タイミングとした。

3. 結果・考察

タイミング誤差時間について、視標速度の認知および投球課題は尚早反応であり、リリースタイミングに制約のある課題ではT1条件がT2条件よりも誤差が大きかった($p<0.001$)。自己動作の見積もりはほぼ正確であった。

動作時間については、T0条件のボール飛翔区間がT1・T2条件より有意に短く(いずれも $p<0.01$)、動作開始も遅かった(図2)。任意のタイミングでリリースを行ったT0条件では、動作の開始を遅らせて速い投球を行う方略を用いていたと考えられる。

次に、抽出した10名の中で条件間においてボール速度に差がみられた2名(被験者D, J)の動作時間、ボール移動速度ピーク値、リリースポイントに着目した。被験者Dは動作時間に差がみられ(図3)、リリース高においても条件間で差がみられた(T1: 0.29 ± 0.02 m, T2: 0.23 ± 0.02 m)が、被験者Jはボール移動速度ピーク値に条件間で差がみられた(図4)。このことから、リリースタイミングに制約のある投球課題において、時間的調節あるいは空間的調節を行うことによって、移動する対象への正確なパスにつながる可能性が示された。

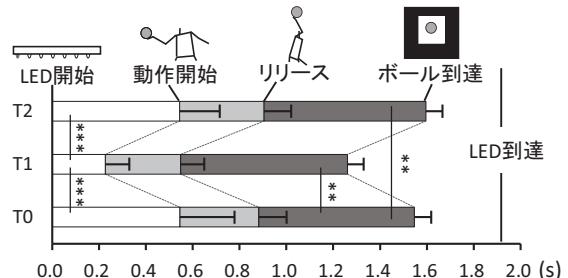


図2. 各条件における区間の所要時間

(** : $p<0.01$, *** : $p<0.001$)

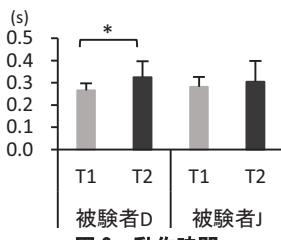


図3. 動作時間

(* : $p<0.05$)

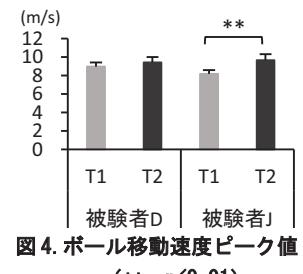


図4. ボール移動速度ピーク値

(** : $p<0.01$)

学校体育における「スポーツ参加の多様化」の理論的視座に関する研究

澤田 悠

(奈良教育大学大学院 教育学研究科 教職開発専攻 教科教育コース 芸術・保健体育領域)

キーワード：多様な関わり方、理論的背景、学校体育

1. 目的

本研究では、学校体育における「する・みる・支える・知る」といったスポーツ参加の多様化の動向、歴史的・理論的背景、社会との関連などについて整理し、どのような経緯で教育に落とし込まれたのかということを明らかにするとともに、「スポーツ参加の多様化」について「教育全体における多様性の重視」、「スポーツ立国」の推進、「スポーツの商業主義化」の3つの視点から考察し、体育教育において取り扱う際の教育的配慮について言及することとする。

2. 教育全体における多様性の重視

2009年改訂の学習指導要領から、教育全体として共生の視点を取り入れ、多様性を認めることを重要視するようになった。こうした教育全体での多様性の重視が各教科に落とし込まれていき、体育・保健体育で「スポーツとの多様な関わり方」が重要視に繋がっている。そして、この理論はスポーツに対する関わり方の方法が多岐にわたることへの理解を促進し、行動の変容を求めているといえる。

このようにスポーツとの多様な関わり方の理論は、多様性の尊重、共生社会の実現が目的とされており、その方法としてスポーツ参加の多様化を認めている。しかしながら、こうした方法が成り立つ前提には、多様性が受容される社会が必要であり、目的・方法の相互に補完し合う形で落とし込まれていることがこの理論の特徴であると指摘できる。

3. スポーツ立国の推進

「スポーツ」の学習指導要領内での取り扱われ方に変化がみられたのは、2008年の改訂からであり、これまでの学習指導要領においては「運動」と記載されていたものが「運動やスポーツ」というようにスポーツという文言が加筆されるようになった。この変更点から、学校体育において単に「運動」や「競技」のみを対象とするのではなく、いわゆる身体的な運動を総体的に「スポーツ文化」と捉えてられていることが指摘できる。特に競技大会の役割や価値に焦点を当てるなど、スポーツによる交流を意図する目的的なスポーツ観が色濃く示されるようになったと言える。

その流れは2016、2017年の改訂でも引き継がれており、新たに「スポーツとの多様な関わり方」が示されることとなった。これは、スポーツ立国戦略において基本的な考え方の1つとして示された「する、観る、支える人の重視」と通じるものであり、それに「知る」を加えた形で指導要領として構成されている。この「みる」「支える」関わりというのは、主にスポーツ大会や競技を前提にしているといえる。そのため、この理論の推進によって「する」ことが「スポーツ」という狭義のものではなく、「文化としてのスポーツ」として広義に普及させることができると目指されたものと推察される。

4. スポーツの商業主義化

日本の学校教育においてスポーツの商業主義化について、それを主たるテーマとして取り上げた最初は2009年の高等学校学習指導要領の改訂からであった。これは、スポーツの商業主義が強まってから約30年という長い年月が経ったといえるが、一方でその結びつきがスポーツの教育においてもはや無視できない状況に至ったともいえる。

このように教育の中で取り上げられるようになったスポーツと経済の関係性だが、こうした繋がりは大きなビッグイベントとそれにかかるメディア（すなわち「みる」スポーツ）の問題抜きには語れず、メディアの発達によって、「みる」スポーツの普及へ大きな影響を与えたといえる。そのようなメディアを通したスポーツの広がりを学校教育で取り上げることは、スポーツは「する」だけでなく、「みる」と「支える」ことなどもスポーツの価値だと捉えるようになったといえ、スポーツとの多様な関わり方を子どもたちに教えることになった転換点だと考えられる。その潮流が小学校段階からスポーツとの多様な関わり方の重視が改訂の要点として打ち出されるまでに至っていると推察される。

5. 結論

本研究では、スポーツとの多様な関わり方に関する教育が、社会全体の多様性の受容への希求によって、その目的と方法の両面に影響を受けていることを指摘した。さらに、ここでいう「スポーツ」は、単に体を動かす運動ではなく、スポーツ文化、特に競技や国際大会の価値を重視し、目的的なスポーツ観を背景としていた。このことはスポーツの商業主義化とも関連しており、その進展が「する」だけでなく「みる」「支える」ことも含めてスポーツ文化だと捉えるようになる転換点になったことを指摘した。すなわち、この理論の推進によって、共生社会の実現を目指す同時に、大きな経済効果をもたらす「スポーツ」の存続の担保を目指しているともいえる。

このような背景を基にこの「スポーツとの多様な関わり方」を体育において教育する際には、「スポーツの価値を重視し、目的的なスポーツ運用」のもとにスポーツ消費者を育成することになりかねないということと、それにより共生社会が成り立つといふいわば誤解に対して注意を払う必要がある。

6. 主要引用参考文献

- 木村真知子(2005) 学校体育の存在意義に関する原理的研究. 体育学研究, 50:403-413.
岡出美則・友添秀則・松田恵示・近藤智靖(2015) 新版 体育科教育学の現在. 創文企画:東京.
友添秀則(2018) 「する、みる、支える」スポーツとの多様な関わり. 初等教育資料, 971:6-11.

在日韓国人学校における民族スポーツと教育に関する考察 —課外活動での取り組みから—

天理大学大学院 玉川佳奈妥

キーワード：民族スポーツ、外国人学校、部活動

1. はじめに

大阪は、多文化共生社会を目指す背景として外国にルーツやつながりを持つ外国人住民の人々の増加が顕著である。大阪市では「多文化共生指針」として、多文化共生教育の推進とともに母語・母文化の保障のための取り組みについても明示している。現在、大阪府で最も多い在日外国人は韓国・朝鮮人であり、在日韓国人学校は4校存在している。在日韓国人学校では、韓国語の授業が行われ、韓国への留学・修学旅行などのカリキュラムが組まれている。そこで本研究では、在日韓国人学校における民族スポーツと教育について、民族アイデンティティの形成過程とともに地域社会での多文化共生への取り組みを明らかにする。そもそも民族スポーツとは、共通のルールや理念を共有せず、特定の民族や地域のみで実践されている固有な文化に深く根ざしたスポーツを指す。当該民族に属する人々は、このような民族スポーツを実践することで、民族アイデンティティを獲得することができると言われる。そのため、本研究では学校教育における民族スポーツの教材化と授業での実践の取り組みについて注目した。

2. 研究目的と方法

研究目的は、在日韓国人学校における民族スポーツと教育に焦点をあて、民族スポーツを通じた民族アイデンティティの形成過程を明らかにすることである。さらに、体育祭や文化祭などの特別活動や課外活動において、テコンドーと韓国舞踊といった民族スポーツが韓国系以外の地域住民にどのように異文化理解を促すことにつながっているのか、地域の多文化共生との関わりという観点から考察する。

研究方法は、歴史的・社会的背景に関しては文献研究とし、教育内容・教材については学習指導要領と韓国で日本の学習指導要領に相当する教育課程を分析する。また、民族スポーツを通して多文化共生を実現させる取り組みでは先行研究を踏まえ、調査対象となる学校の教育現場にてフィールドワークを行う。

3. 部活動の活用によるアイデンティティ形成

調査対象校は、運動部4つ、文化部6つ存在し、中でもテコンドー部、舞踊・サムルノリ部、韓国語スピーキング部など韓国に関連する部活動がある。テコンドー部は、小学生強化選手2名、中学生9名、高校生6名在籍しており、指導者は国際師範2級で

世界2位の実績を持つ監督のもと指導を受けていた。活動時間は、平日の16:30から18:00の1時間半行い、土曜日は授業のある日のみ実施されていた。

部活動内容は、3つの目的に分けることができる。1つ目は、競技大会で勝つための練習である。ここでは競技大会で勝つことによって韓国の国技であるテコンドーの選手、つまり「選手としての自分」というアイデンティティが獲得される。2つ目は、体育祭と文化祭においてテコンドー部として披露することである。演舞では、テコンドーの現代的変容として「する」ものから「見る」ものへと、テコンドーにK-pop、アクロバティック、ダンスなどの要素を取り入れ、従来のテコンドー領域を超えた見る人が楽しめるエンターテイメント性が強く現れていた。学校内において披露することで、同じ民族から承認されることによって韓国人というアイデンティティが強化される。3つ目は、地域交流としての出前授業と祭への参加である。出前授業は、生野区にある主に小学校、中学校を対象としている。この地域にはコリアタウンなどがあり、韓国にルーツを持つ人が多く住んでいる。ここにテコンドー部が出向き、韓国文化に興味を持つもらうという目的でテコンドーの授業を行っていた。また、堺市内最大のイベントである堺まつりにも参加し、そこでテコンドー部はパレードにて演舞を行った。学校という枠組みを超えた地域での交流は住民などへの貢献につながり、それは生徒たち自身がテコンドーの付加価値を実感するものと考える。

4. おわりに

課外活動におけるアイデンティティ形成では3段階で示すことができた。まず1段階目は実践することである。実践している中で自らのアイデンティティが形成され、獲得していくと考えられる。次に2段階目は体育祭や文化祭、地域交流の場で披露することにより、魅せる観客の存在がいることから、その観客のリアクションとしての声援や拍手などで称賛されることによって、自らの民族アイデンティティが承認されると考える。加えて、3段階目に出前授業や地域交流といった学校外での活動は地域や他者への貢献につながる。つまり、観客や周りの称賛によって獲得したアイデンティティを肯定化し、貢献することで誇示することができるという過程が本研究では明らかとなった。

小学校体育におけるゴール型授業の教材と指導技術に関する事例研究

—小学校高学年のサッカー授業への介入授業を通して—

氣田奎一

天理大学大学院体育学研究科体育学専攻

キーワード：小学校体育、介入授業、サッカー

1 背景・目的

これまでの体育授業における授業研究のほとんどは、「授業の分析的研究」であった。厚東ら（2010）は、「行動科学の発展に伴って、『授業の科学』が飛躍的に進歩し、学習成果を高める指導プログラムや指導技術がある程度にまで解明されてきた。」と述べている。一方で、体育授業の基礎的条件を満足することはできても、内容的条件を解明するには至らないという指摘が認められるようになった（高橋、1992）。

本研究はこれまで「ブラックボックス」（高橋、1992）の闇に隠れていた、授業中に起きていた現象を明らかにしようとする研究である。具体的には、児童・授業者・専門家の3視点から得た経験的・質的な情報をデータ化し、可視化することを通して、複合的要素で成立する授業そのものをとらえ、年齢や経験を問わず誰もが指導できるサッカーの授業の教材と指導技術について明らかにしていくこと、さらに、今後の教材としての活用や指導技術にフィードバックできる基礎的資料を得ることを目的とした。

2 研究対象・方法

兵庫県神戸市N小学校の小学校高学年を担当している1名の中堅教師が実施した、2クラス（1組24名、2組22名）の授業を対象とした。なお、授業には「新・サッカー指導の教科書」（2019）を活用し実践した。

なお、分析は以下の3つの視点で行った。

(1)児童

- ・単元前後アンケート（t検定・共起ネットワーク）
- ・毎授業の感想文（ワードクラウド・頻出語リスト）

(2)教師

- ・教師への半構造化インタビュー（KJ法）

(3)3者の専門家

- ・専門家のパフォーマンス評価（サポート分析）

3 結果・考察

本研究は実践研究として、児童・教師・専門家の3視点から、「授業中に起きた現象」を捉え考察を行った。そ

の結果、児童自身は満足しているが、教師や専門家の目標として設定している到達点はさらに高いことや、教材を通しての技術の習得については専門家の視点を通して確認できたこと、授業におけるコミュニケーションが児童の学びに深く関与していることや、個別具体的な気づきを明らかにすることができた。それにより本研究が目指した、年齢や経験を問わず、誰もが指導できるというサッカー授業について、今後の教材としてのさらなる活用や指導技術にフィードバックできる基礎的資料を得ることができたと考える。

本研究を通して、以下のことが明らかとなった。

- ① 川渡りドリブルは、相手を引きつけるという感覚を身につける有効な教材であった。
- ② 川渡りパスは、指導法に課題があるが教材としての魅力が認められた。
- ③ ドリブルやパス、ボールを持たないときの動きに重きを置くことが、結果としてシュートにつながることが示唆された。
- ④ シンプルなゲーム設定でも、技能差や性差のある児童たちはチームワークを高め、学習を進めることができる。
- ⑤ 児童の主体的に学習への取り組む態度ならびに、活発なコミュニケーションは、クラス全体としてのよろこびを感じる授業につながることが示唆された。
- ⑥ 授業者の競技歴に関係なく、教師の作り出す学習の雰囲気や児童とのコミュニケーションが児童の学びの基礎となることがわかった。

【引用文献】

- ・厚東芳樹、長田則子、梅野圭史（2010）アメリカのTeaching Expertiseにみる教師の実践的力量に関する文献的検討。教育実践学論集、11：1-13。
- ・高橋健夫（1992）体育授業研究の方法に関する論議。スポーツ教育学研究特別号：19-31。
- ・新・サッカー指導の教科書（2019）公益財団法人日本サッカー協会、東洋館出版社：112-127。

モーションキャプチャを用いた体幹側屈動作時における脊椎曲率の評価

金子竜大¹⁾、来田宣幸²⁾、権野めぐみ²⁾、野村照夫²⁾、中谷敏昭¹⁾

1) 天理大学体育学部

2) 京都工芸繊維大学

キーワード：三次元動作解析 脊柱可動域 体幹

1 緒言

運動については四肢間の運動連鎖・バランスに関して重要な役割があり、運動における体幹の重要性が述べられている（渡部ら, 2018）。体幹の能力の中でも特に柔軟性は重要であり、姿勢保持や動作遂行中の安定性に寄与するとされている（辻・宮崎；2017, 権野ら, 2020）。

日本リハビリテーション医学会が定めている関節可動域ならびに測定法による体幹側屈の計測は、胸腰部側屈とされており、胸椎と腰椎を分けて評価することができず、既存の測定法では、脊柱の中で最も動いている箇所を明らかにできない。このように、体幹部に関しては、四肢の関節可動域と比較して標準化された一般的な評価方法が少なく、その中でも側屈可動域の評価方法が少ないのが現状である。

脊柱の可動域についての最近の研究では、脊柱を分節に分け、障害との関係を検討しているものが増えており、反射マーカーを用いて脊椎をいくつかのセグメントに分けることで、脊椎の細かな動きとパフォーマンスや障害との関係を明らかにできると考えられる（権野ら, 2020）。

そこで本研究では、体幹側屈動作の測定方法を新たに開発するための基礎的研究として、モーションキャプチャを用いて、体幹の側屈動作時の脊椎の曲率を求めた。

2 方法

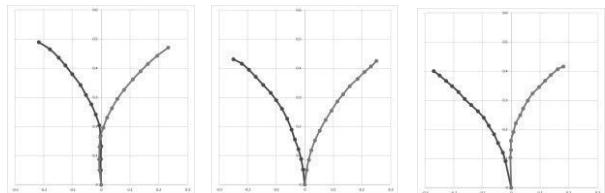
対象者は健康な男性3名とした。反射マーカーの貼付位置は、脊柱上に15個、頭頂部に1個、ランドマークとして10個貼付した。

測定姿勢は椅子に座位、胸の前で手をクロスに組み、膝にボールを挟み、動作中に骨盤が大きく動かないようにさせた。また動作中は、被検者自身が動き、その際には側屈以外の動作が入らないよう注意しながら動作するよう教示した。そして、動作を始めてから被検者が限界を感じたところで2秒ほど静止させ、左右2回ずつ測定を行った。

3 結果・考察

まず、既存の側屈可動域の測定法である、脊椎を直線と見立てて得られる角度であるが、被検者Aの左右それ

ぞれが24.0度と26.3度、被検者Bが30.1度と30.5度、被検者Cが34.0度と23.5度であった。次に、最上端2点のマーカーを結んだ直線と最下端2点のマーカーを結んだ直線のなす角度は、被検者Aは左右それぞれ55.9度と61.5度、被検者Bは56.2度と37.0度、被検者Cは41.3度と66.8度であった。この結果から、脊柱の曲がり具合は、これまでの脊椎を直線と見立てた角度では明らかにできず、曲がり具合を評価する価値は大いにあると考えられる。



図、3人の被検者の最大側屈時のスティックピクチャ

また、曲率で最大側屈時の脊椎の曲がり具合を確認すると、側屈の際にどの位置で最も曲がっているかが明らかとできた。その結果から、同一被検者でも、左右の側屈で曲げ方や曲がっている箇所が異なることも明らかとなつた。

これらの結果から、本研究はパフォーマンスと体幹側屈の関係を明らかにでき、これまで行われていない脊柱の曲がり具合を評価できる新規性もあり、有用な方法であると考えられる。

4 参考文献

- 権野めぐみ、来田宣幸、野村照夫、松井知之、東善一、平本真知子、橋本留緒、幸田仁志、渡邊裕也、甲斐義浩、瀬尾和弥、森原徹（2020）体幹後屈角度と体幹・下肢障害および全身の各関節可動域の関係：ジュニアアスリートを対象として. 京都滋賀体育学研究, 36: 20-28.
辻修嗣、宮崎純弥（2017）側方リーチテストの再現性と動的バランス評価の適応. 理学療法科学, 32 (4) : 543-547.
渡部美穂、加藤沙織、高橋俊章（2018）端座位での骨盤運動が身体の柔軟性及び安定性に及ぼす影響. 東北理学療法学, 30 : 44-50.

高齢者の転倒自己効力感に関する身体的・心理的要因

荒内来美¹ 星野聰子²

(¹奈良女子大学大学院 人間文化総合科学研究科, ²奈良女子大学 研究院生活環境科学系)

キーワード：地域在住高齢者, Quality of life, 転倒自己効力感

緒 言

高齢者の転倒予防は健康寿命に関わる重要な対策である。「転倒不安」は転倒の心理的要因で高齢者の身体不活動を招く危険因子であるが(Kim, 2004), 転倒経験者のみが抱くものではない(Murphy et al, 2003). また自己効力感の概念(Bandura, 1977)を用いて転ばずに日常生活をやり遂げる自信の程度を示す「転倒自己効力感(FSE: Fall-related Self Efficacy)」は「転倒不安」との間に関連があるといわれている(前場ら, 2011). 転倒に関わる心身の要因に関して、転倒リスクに影響する身体機能や高齢者の健康な生活において重視される生活の質(QOL: Quality of Life)の、入院患者や虚弱高齢者についての報告はあるが、自立した生活を営む地域在住高齢者をみた研究は少ない(前場ら, 2010).

そこで本研究では地域在住高齢者を対象に、転倒不安の有無が心身の機能に与える影響と、FSE の予測因子を検討することを目的とした。

方 法

N市地域在住高齢者の男性 73 名 (73.0 ± 5.8 歳), 女性 140 名 (77.0 ± 5.8 歳) 計 213 名を分析対象とした。

身体機能として、5 m 通常歩行、握力、全身反応時間、長座体前屈、Timed Up and Go (以下 : TUG), 重心動搖 (外周面積) を測定した。また、健康関連 QOL (SF-36v2), 竹中ら(2002)の転倒セルフエフィカシー尺度 (以下 : FSE 尺度) (表 1)への回答を求めた。

転倒不安への回答から、男女別で転倒不安を有する「あり群」、転倒不安をもたない「なし群」に分類し、身体機能、PCS (身体的 QOL), MCS (精神的 QOL), RCS (役割・社会的 QOL) について、正規分布のある変数には t 検定、正規性のない変数には Mann-Whitney の

表 1: 転倒セルフエフィカシー尺度の質問項目

1自分の背より少し高い棚やタンスに巻をのばす
2駅や家の階段を降りる
3雨降りや雪が降っているような滑りやすい時に外出する
4人混みや交通量の多いところを歩く
5何かを取るためにしゃがむ
6時間に遅れそうになって急いで何かをする
7いつもと違って歩きににくい履物をはいて歩く
8夜間に暗いところを歩いたり、活動を行う
9車やバスに乗ったり、降りたりする
10少し重い荷物を持って移動する
11手すりを使わずに階段を上り下りする
12椅子に腰掛けないで立ったまま、靴を脱いだり、服の着替えをする
13手で支えないで急いで椅子から立つ
14床に座った姿勢から手を使わないので立つ
15片足けんげんで進む

U 検定を実施した。また FSE 尺度合計点を従属変数、身体機能と QOL を独立変数とした重回帰分析を行った。

結 果 と 考 察

1. 転倒不安の有無と身体機能の関係について

転倒不安「あり群」は、身体機能では男女ともに 5m 通常歩行、TUG で有意に高値を、握力で有意に低値を示した。外周面積では男性のみ有意に高値を示した。QOL では男女ともに PCS で、男性のみ RCS で有意に低値を示し、身体機能の低下により転倒不安が高まり、QOL の低下が生じていることが明らかとなった。

2. 転倒自己効力感の予測因子について

転ばない自信である FSE を予測する因子に、身体機能からは男性は外周面積、女性は 5m 通常歩行が抽出された。QOL からは男女ともに PCS, RCS が抽出されたことから、歩行能力と関わる下肢筋力や平衡性、QOL が転倒しない自信の予測因子となることが明らかとなった。

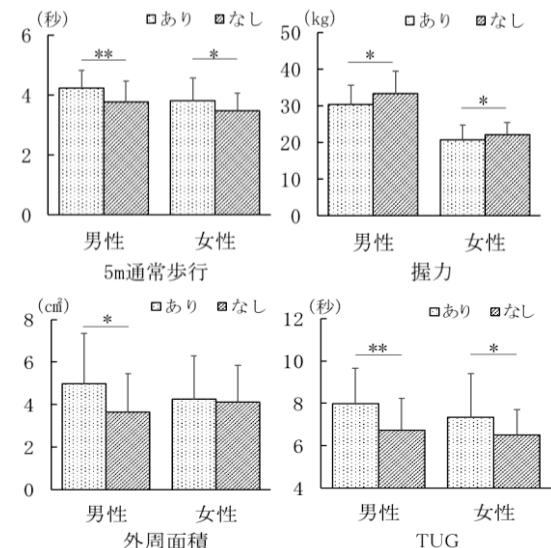


図 1: 転倒不安の有無による身体機能の差

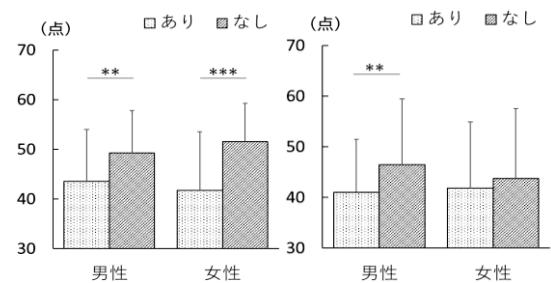


図 2: 転倒不安の有無による健康関連 QOL の差

シンボジウム

令和5年度奈良体育学会大会公開シンポジウム

「奈良のスポーツ遺産について考える Part 2」

(令和5年11月25日(土) 奈良女子大学 N棟302教室)

<シンポジスト>

井上 邦子 (奈良教育大学)

田里 千代 (天理大学)

星野 聰子 (奈良女子大学)

<コーディネイター>

松井 良明 (奈良工業高等専門学校)

<趣旨>

長い歴史を持つ「奈良のスポーツ遺産」とはどのようなものなのか。昨年度の学会大会では、このテーマを考える上で重要と考えられる県内3つの諸機関（天理大学附属天理参考館、奈良県立万葉文化館、葛城市相撲館「けはや座」）の関係者をお招きし、それぞれの機関が所蔵しておられる「地元奈良」に関わる「スポーツ遺産」とその広がりや学術的な意義等を探った。

本学会は日本体育・スポーツ・健康学会の地域協力学会でもあり、多くの会員が「奈良」にゆかりのある研究者や教育者である。「奈良のスポーツ遺産」の具体的な内容を学術情報として共有することは、本シンポジウムの共催となる奈良女子大学「地域連携事業・健康なら21Stepアップ事業」にとっても有意義なテーマと考える。

今年度のシンポジウムでは、昨年度のテーマを継承し、「奈良のスポーツ遺産について考える Part 2」と題してさらに議論を拡げたいと考えた。

今年度のテーマを考える際に話題となったのは、昨年度のシンポジウムで取り上げた内容がどちらかといえば「有形の遺産」にフォーカスしたものだったという点である。いうまでもなく、「遺産」には「無形」のカテゴリーも含まれ、とくに本学会の特徴ともいえる体育・スポーツ・運動等はいわゆる「無形の遺産」と深い関わりをもっている。また、昨年度の議論も踏まえると、そのような「遺産」を今後どのように活用するかという点も重要なことに気づかされた。

そこで、今回のシンポジウムでは、「奈良のスポーツ遺産」が「教育」「研究」「暮らし」の中でそれぞれどのように活かされているのかという点に着目したいと思う。キーワードは「無形の遺産」とその「活用」となるだろう。なお、シンポジストは地元の大学で教鞭をとっておられる3人の先生方であり、ご自身がこれまで直接関わってこられた個別テーマの中から、表題とキーワードに関わる話題提供をお願いすることにした。

いずれの報告も内容が豊富であり、会員と参加者の表題に関する共通理解を広げる上で、たいへん有意義な機会となったことを付記しておきたい。

シンポジウム・奈良のスポーツ遺産を考える part2 奈良の民俗スポーツ：スモウ神事を事例として

井上邦子
奈良教育大学

1 はじめに

昨年度（令和4）の学会大会シンポジウムでは、「奈良のスポーツ遺産を考える」をテーマに県内博物館や郷土資料館（天理大学附属天理参考館、奈良県立万葉文化館、葛城市相撲館「けはや座」）所蔵の「スポーツ遺産」に関する学術情報の保存とその活用について活発な議論がなされた。個々の機関が扱う貴重な学術情報を共有する場ともなり、それら「スポーツ遺産」をめぐるネットワーク形成が急務であるとの課題も明らかとなった。こうした議論を受け本年度（令和5）シンポジウムでは、奈良工業高等専門学校松井良明先生のコーディネートのもと、奈良の「無形」スポーツ遺産を取り上げ、特に「教育」「研究」「暮らし」に着目しテーマを引き継ぐこととなった。

シンポジウム当日は、天理大学田里千代先生が「研究」の視点から、奈良女子大学星野聰子先生が「教育」の視点から、それぞれ奈良のスポーツ遺産について大変興味深いご発表をされた。その中で筆者は「暮らし」と奈良のスポーツ遺産、特にスモウ^{注1)}神事に焦点をあて発表を行った。本稿ではあらためて奈良の「無形」スポーツ遺産について簡単に整理したうえで、スモウ神事の事例を紹介し、それが暮らしの中にどう位置づけられているのかについて述べることとする。

なお本稿において無形スポーツ遺産について述べる際に無形民俗文化財の一部についても触れる。本来無形民俗文化財は、たとえば安堵町和蠟燭の「灯芯ひき」などの技術的遺産も含まれるが、ここでは（何を「スポーツ遺産」とするかは改めた議論が必要ではあるが）広義のスポーツとして包括できる民俗芸能を主に取り上げることとする。

2 奈良県の無形民俗文化財

戦後1950（昭和25）年に文化財保護法が制定され、奈良の無形民俗文化財の芸能分野では吉野郡の「国栖奏」、奈良市「春日大社若宮祭」、都祁村（現：奈良市）の「題目立」、奈良市「翁舞」が「措置を講ずべき文化財」として登録された^{注2)}が、その4年後の1954（昭和29）年5月に同法が改正されたことにより、一旦これらの資格が取り消されている。こうしたこともあり奈良の無形文化財保護調査も改めてなされたようで（奈良県文化財要覧、1955）太鼓踊（吉野郡）奈良豆比古神社翁舞（奈良市）、題目立（現：奈良市）、廿五菩薩来迎会（現：当麻町）、汁掛け祭（現：葛城市）、シャカシャカ祭（現：橿原市）、獅子祭（吉野郡上北山村）篠原おどり（吉野郡大塔村）の調査報告が行われている。

同時期の1953（昭和28）年10月には県内在住の研究者が大和文化研究会を組織し『大和文化研究』を発刊している。発刊当初は奈良の歴史考古、美術などを主に対象としているが、翌1954（昭和29）年4月の第2巻2号からは宇陀郡水分神社の「ヲナリ渡し」儀礼を取り上げるなど、いわゆる無形民俗文化財についても対象とされていった。その後、『奈良市民俗芸能調査報告書』（1990）、『奈良県の民俗芸能』（2014）がまとめられている。特

に、『奈良県の民俗芸能』においては「スポーツ遺産」研究においても重要である実際の所作が付属資料 CD-ROM によって確認することができる。また各芸能ごとの調査も進み、奈良市教育委員会編『丹生の太鼓踊り調査報告書』(2017) や『篠原おどり解説書』(2018) など詳細な調査研究が市町村教育委員会などによってなされている。

また「奈良県無形民俗文化財ガイドブック」(「eBooks」)が 2018 年より公開されており、最新では 2022 年版がインターネット上で閲覧可能である。本資料内には奈良県内の国指定重要無形民俗文化財、国選択無形民俗文化財、県指定無形民俗文化財（国指定 7 件、国選択 3 件、県指定 42 件）^{注 3)}が整理されており、それらをまとめたものが以下の表 1 となる。さらに現在は、県内の無形民俗文化財の一部を「奈良県歴史文化資源データベース」で確認することができる。この中でスポーツ遺産に関するデータとしては、たとえば宇陀郡曾爾村の獅子舞や吉野郡下市町の太鼓踊りなどの概要がまとめられている。また 2022 年より「奈良県の祭りと芸能—奈良県無形文化遺産アーカイブ」がインターネット上に公開されており、最近の映像だけでなく昭和期に撮影された調査映像、音源、写真を含めた資料がデジタルアーカイブ化されている。それらは複数の場所（奈良県文化財保存課、奈良県立民俗博物館、奈良市文化財課、天理市文化財課、御所市文化財課、葛城市歴史博物館、五條市文化財課、黒滝村、奈良女子大学武藤研究室等）に所蔵されていた資料をデジタルアーカイブにする最近の試みであり、主だった遺産に限られたものではあるが今後も更新される予定もあることから、その資料的価値の活用も期待される。

表1 奈良県の無形民俗文化財(令和4年現在)

	名称	所在地	文化財区分
1	題目立	奈良市上深川町	国指定／国選択
2	春日若宮おん祭の神事芸能	奈良市春日野町 春日大社	国指定／国選択
3	十津川の大踊	吉野郡十津川村小原、武藏、西川地区	国指定／国選択
4	陀々堂の鬼はしり	五條市大津町	国指定
5	奈良豆比古神社の翁舞	奈良市奈良阪町	国指定／国選択
6	吉野の樽丸製作技術	吉野地方	国指定
7	江包・大西の御綱	桜井市江包・大西	国指定
8	当麻寺二十五菩薩來迎会	葛城市	国選択
9	大和の野神行事	奈良市三条町、大和郡山市今里・西椎木、天理市新泉町・平等坊町、橿原市上品寺町・地黄町・小綱町、桜井市箸中、御所市蛇穴、川西町下永、三宅町石見、田原本町鍵・今里	国選択
10	吉野大塔の坪杓子製作技術	五條市	国選択
11	篠原おどり	五條市大塔町篠原	国選択／県指定
12	惣谷狂言	五條市大塔町惣谷	県指定
13	北今西のオコナイ	吉野郡野迫川村北今西	県指定
14	弓手原のオコナイ	吉野郡野迫川村弓手原	県指定
15	国栖奏	吉野郡吉野町南国栖	県指定
16	大柳生の太鼓踊り	奈良市大柳生町西側垣内・上出垣内・塔阪垣内	県指定
17	東佐味の六斎念仏	御所市東佐味	県指定
18	曾爾の獅子舞	宇陀郡曾爾村今井・長野・伊賀見	県指定
19	木津川の祈祷念仏(踊念仏)	吉野郡東吉野村木津川	県指定
20	東坊城のホーランヤ	橿原市東坊城町	国選択／県指定
21	茅原のトンド	御所市茅原 吉祥草寺	国選択／県指定
22	吐山の太鼓踊り	奈良市都祁吐山町	県指定
23	柳生の宮座行事	奈良市柳生町・柳生下町	県指定

24	国栖の太鼓踊り	吉野郡吉野町国栖	県指定
25	阪本踊り	五條市大塔町阪本	国選択／県指定
26	邑地の神事芸能	奈良市邑地町	県指定
27	東安堵の六斎念仏	生駒郡安堵町東安堵	県指定
28	平尾のオンダ	宇陀市大宇陀平尾	県指定
29	菅生のおかげ踊り	山辺郡山添村菅生	県指定
30	狭川の神事芸能	奈良市下狭川町 九頭神社	県指定
31	地黄のスツケ行事	橿原市地黄町	県指定
32	八島の六斎念仏	奈良市八島町	県指定
33	野依のオンダ	宇陀市大宇陀野依	県指定
34	東山の神事芸能	山辺郡山添村北野・峰寺・松尾・的野・桐山・室津	県指定
35	田原の祭文・祭文音頭・おかげ踊り	奈良市田原地区	県指定
36	御所の献灯行事	御所市 鴨都波神社	県指定
37	丹生の太鼓踊り	吉野郡下市町丹生地区	県指定
38	河合の弓引き行事	吉野郡上北山村河合 景徳寺	県指定
39	金峯山寺の蓮華会(藏王堂の蛙とびと奥田の蓮取り)	吉野郡吉野町吉野山, 大和高田市奥田	県指定
40	高田のいのこの暴れまつり	桜井市高田	県指定
41	六県神社の御田植祭(子出来オンド)	磯城郡川西町保田	県指定
42	白石の双盤念仏	奈良市都祁白石町	県指定
43	櫟原のオハキツキ	生駒郡平群町櫟原	県指定
44	談山神社嘉吉祭の神饌一百味御食一	桜井市多武峰	県指定
45	生駒(往馬坐伊古麻都比古神社)の火祭り	生駒市壱分町 往馬坐伊古麻都比古神社	県指定
46	下市町新住のオカリヤ	吉野郡下市町新住	県指定
47	室生の獅子神楽	宇陀市室生	県指定
48	龍口の獅子舞	宇陀市室生龍口	県指定
49	大柳生の宮座行事	奈良市大柳生町	県指定
50	大和神社ちゃんちゃん祭り	天理市長柄町・三昧田町・佐保庄町・萱生町・兵庫町・新泉町・成願寺町・岸田町・中山町	県指定
51	大保の宮座行事	奈良市大保町	県指定
52	海知のシンカン祭り	天理市海知町	県指定

奈良県公式ホームページを参照に筆者作成

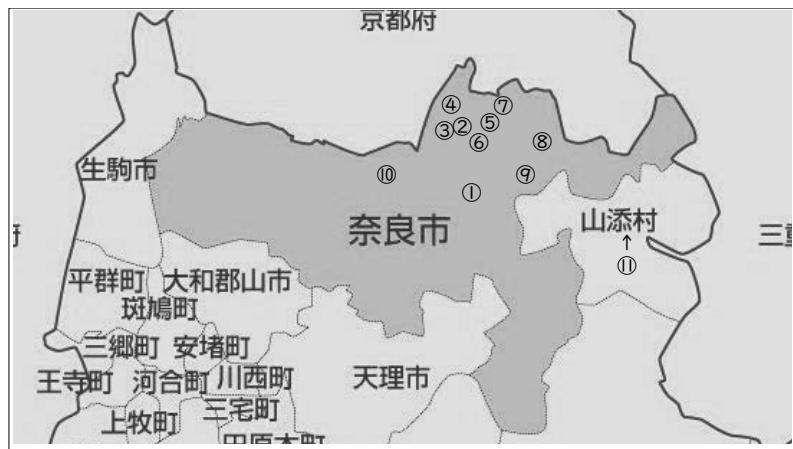
3 奈良の「祭儀」スモウ神事

奈良のスモウ神事といえば、たとえば春日若宮おん祭で行われる奉納相撲^{注4)}や桜井市お綱祭りの際に泥田で行われる相撲^{注5)}が挙げられる。ただ、本稿では取り組み（競技）を行わず、あらかじめ決まった所作のみを行うスモウ神事^{注6)}を取り上げることとする。こうしたスモウの事例は、奈良に限ったことではなく全国にわたる事例が報告されている。たとえば山口（1983）は、そうした神事相撲に付与された事前の勝敗の決定要素や、舞の所作について「相撲のマイム的要素」と名付け、奈良以外にも岩手や兵庫などの事例に注目している。また山口（1987）は「様式性の強い所作」を前面に出したスモウ神事として奈良における数例を挙げており、「年長者が行事の役を演じ、比較的年少の者が角力を取り、演技は左へ三回廻ることによって行なわれ、勝敗を決することを行わないという演技性」（山口, 1987: 129）を共通点であるとしている。また瀬戸口（1993）は「演じる相撲」とよび、鹿児島、島根、滋賀などの事例を紹介している。さらに山田（1996）は「競技相撲」に対する「祭儀相撲」と呼んで京都や滋賀などの事例を研究対象としている。山田はこうした「祭儀相撲」について悪霊を鎮める呪術であったとみている。

こうした一連の（山田（1996）の言葉を借りれば）「祭儀」スモウの先行研究において、奈良の事例は数多く研究対象とされている。県内の「祭儀」スモウについて筆者が『奈良県の民俗芸能』（2014）および『奈良県無形民俗文化財ガイドブック』（2022）等を参考にまとめたものが以下の表2となる。これらが伝承されているのは、県内においても特に「東山中」とよばれる奈良県北東部笠置山地にみられ（図1）10月の秋祭りの一環として実施されているのが特徴である。東山中の民俗芸能は歴史的には「神拝」（じんぱい）とよばれる神事の一環である（奈良県の民俗芸能、2014：71）ことが多く、「宮座」の組織で実施されることが指摘されている（奈良県無形民俗文化財ガイドブック、2022）。その秋祭りは春日若宮おん祭りに影響を受け、お渡り（行列）や田楽、スモウ、競馬、流鏑馬などの芸能を取り入れたものが多くみられる（奈良県の民俗芸能、2014：97）とされていることから、表2で示した「祭儀」スモウも、おん祭り祭事の一つである「スモウ」が形式的に受け継がれた可能性も考えられる。ただしおん祭りのスモウがいわゆる「競技」スモウであるのに対し、東山中の事例の多数は決まった所作をするだけの「祭儀」スモウであることに違いがある。

これらの「祭儀」スモウは主に宮座などの組織から力士役が選ばれ、決まった所作をスモウと呼ぶ点（山口（1987）のいう「様式性の強い所作」を行うスモウ）において共通するが、表2に示すように「スモウ」とよばれる所作の内容は全く同じではない。地理的には非常に隣接した地域（図1）であるが、廻る所作、足を踏みしめる所作、両手を上げる所作、太刀を扱う所作、組み合う所作（肩・腰・手など）、あらかじめ勝敗が決定している取り組みなどを組み合わせ、各神事において異なった動きが伝承されている。東山中の秋祭りではおん祭りにみられる芸能的所作を「各村落の祭礼の実情」に合わせ伝承している（奈良県の民俗芸能、2014：18-19）と言われていることを考えると、「スモウ」においても、（各村落間で伝播したのではなく）おん祭りの芸能的所作を各村落がそれぞれの形態に応じて受容したため、各地域に違いが見受けられることが考えられる。

図1 奈良県における「祭儀」スモウ地図



『奈良県の民俗芸能』等を参照に筆者作成

表2 奈良県における「祭儀」スモウ一覧

	日程	場所	呼ばれ方	力士役の組織	スモウとされる所作	祭りに関する最古の文書・楽譜
①	体育の日	奈良市誓多林八柱神社	スモウ	宮座の当屋	力士2名が折敷を廻り脇差しを置く。その後土俵で掛け声とともに立ち合うが、胸を合わせるだけで勝敗はつけない。(子どももスモウをとる)	1910年(明治43)
②	体育の日	奈良市須川戸隠神社	スモウ	宮座に新しく座入りした2名	形式的なスモウを行い、年長者が4勝3敗で勝つ	1748年(延享5)
③	体育の日	奈良市北村戸隠神社	スモウ(ジンパイ)	宮座	(オオズモウ) 向かい合い手をつなぎ、掛け声をかけながら両手を引き合う。(コズモウ1組目) 太刀を筵の上に置き、左側の人物が右側の人物の肩を一つ叩き、右側の人物が「まいった」と言い、手をつないで声を掛け合う。(コズモウ2組目) 小矢で扇を射り、手をつないで声を掛け合う。	1841年(天保12)
④	体育の日直前の土日	奈良市狭川九頭神社	スモウ	宮座	白い紙を頭に巻きお互いに向かい合って左回りに3回、右回りに2回跳ぶ。これを4度繰り返す。	1912年(明治45)
⑤	体育の日直前の土日	奈良市阪原長尾神社	スモウ	オワタリ(渡御行列)とよばれる組織	力士2名が掛け声に合わせて前に向かって進み刀を置き、掛け声をかけながら両手で尻を叩きながら後ずさりをする。	1915年(大正4)
⑥	10月18日直前の土日	奈良市大柳生夜支布山口神社	スモウ	宮座	2名が弓矢を頭上にもちあげ、1回転させる。その後向き合って互いの両肩に両手を置き、頭を左右に傾ける。そして自分の尻を3回叩きその場で廻る。	1879年(明治12)
⑦	体育の日	奈良市柳生八坂神社	スモウの舞	宮座	2名が向かい合い掛け声とともに右手を斜め上、左手を斜め下にして互いに組み合う。	1852年(嘉永5)
⑧	体育の日	奈良市邑地水越神社	スモウ	渡御衆	一老を先頭に七老・八老・九老・十老が舞台に上がる。九老と十老が中央に出て蹲踞して一札をし、右手を握り合い時計回りに四股を踏みながら3度廻ることを3回繰り返す。七老と八老、九老と十老も同様に行う。	1637年(寛永14)
⑨	10月16日以降で最も近い土日	奈良市丹生丹生神社	スモウ	渡御人	2名(笛二と笛三、祭りの中の渡御において笛を担当)が組み合うが、笛二(年長者)が勝つことが決まっている	1917年(大正6)
⑩	10月8・9日	奈良市奈良阪奈良豆比古神社	スモウ	宮座	翁舞の翌日(9日本祭)にスモウ神事が行われる。力士役の2名が榊を頭上にかけながら本殿の周囲を、互いに逆方向に3周する	不詳
⑪	体育の日	山添村大塙八柱神社	スモウ	寺座	2名が向かい合い右手を上に左手を下にし、次に右手を下に左手を上にあげる。また腰に差した刀を半身抜き、同じ所作を繰り返す	不詳

『奈良県の民俗芸能』等を参照に筆者作成

4 暮らしとスモウ—奈良市大柳生・夜支布山口神社—

最後に、奈良市大柳生にある夜支布山口神社

(写真 1) のスモウ事例について紹介したい。毎年、10月 18 日直前の土日に行事を行っており、筆者が現地調査した 2023 年には 10 月 14・15 日（スモウは 15 日）に実施された。当地では氏子の数え 15 歳以上の男性が宮座を形成する。そのうち年長の 20 人が二十人衆と呼ばれる長老衆となり、その中から毎年 1 人ずつトウヤ（当屋・「廻り明神」とも呼ばれる黒箱を 1 年間預かる役目）が選ばれ、当日は午前中に自宅で祭典を行うことになっている。

一方神社境内では二十人衆のうち最長老から数えて 19 番と 20 番目が輝を付けて拝殿で「スモウ」と呼ばれる所作を行う。まずスモウ役 2 名は世話役から弓矢を受け取り（写真 2）両手を交差させて頭上にもちあげ、1 回転させる。弓矢を世話役に戻した後、向かい合い、互いの両肩に両手を置いて（写真 3），上半身を左右に傾け、自分の尻を 3 回たたいてその場で廻るという所作を行う。



写真 1 夜支布山口神社
(2023. 10. 15 筆者撮影 以下同様)



写真 2 弓を肩に担ぎ上に持ち上げる



写真 3 互いに肩に手を置き、上半身を左右に傾ける

スモウの所作が終わると、神社境内で入衆（二十人衆以外から選ばれる）8 人が、ガクウチと呼ばれる芸能（鼓・小太鼓・ガチャガチャ（ビンザサラのようなもの））を奉納し、直会が始まる。



写真 4 神輿 地元の人々と共に
観光客も参加し集落を練り歩く

一方トウヤでは直会が終わると、神輿を担ぎ集落を練り歩いたのち神社境内で威勢よく駆け回る。この神輿に関しては、奈良市が促進する「さとやま民泊」(2018~) キャンペーンの一環で、「そのままが観光資源」というコンセプトのもと一般的の旅行者も参加が可能になっている。旅行業者が企画実施する(参加費 1名 3120円)もので、トウヤでの昼食後、地元の人々とともに神輿を担ぎ記念写真などを撮る日帰りツアーとなっている。筆者が調査した際にも外国人観光客の姿もみえ、国内外におけるひとつの観光資源として位置づけようとする

する様子もみられた^{注7)}。その後、祭典が終了すると「御旅所」まで「お渡り」を行う(トウヤ・二十人衆・入り衆・弓、猿田彦、薙刀、日の御旗、月の御旗、柳花、赤い傘などの行列)。御旅所においても祭典が行われ、ガクウチを奉納することとなっている。

夜支布山口神社秋祭りの概要は以上のようになるが、こうした一連の神事の中で「祭儀」スモウが行われる。奈良の東山中の秋祭りに関する先行研究では、春日若宮おん祭りの影響が指摘されていることを先に述べた^{注8)}が、こうした視点からみれば当該スモウもおん祭りの芸能が春日大社周辺地域に伝承された形態とみることもできよう。ただ一方でおん祭りの奉納相撲がいわゆる「競技」スモウであることに違いがあることや、「祭儀」スモウに関する先行研究を考慮すれば、夜支布山口神社におけるスモウの「所作」とその意味に注目することができる。その所作のひとつである「踏みしめる」という動きは、東山中の秋祭りスモウにおいても多くの事例が挙げられる。例えば、阪原長尾神社や邑地水越神社、奈良阪奈良豆比古神社などのスモウは、その場もしくは神殿周りを、足を踏みしめながら歩いたり「四股」を踏むような所作が見受けられる。夜支布山口神社でも尻を叩き、足を踏みしめながらその場で廻るという所作が見受けられた。

こうした所作について、全国の「神事相撲」を研究する飯塚(2003)によると、四股を踏むことが神事相撲では中心の所作であり、また神事としては「廻る」ことが重要であることから、相撲神事ではともにみられると述べている。すなわち神事におけるスモウにとっては、「競技」より四股を踏んだり廻ったりする所作に重点がおかれているということである。また山田(1996)は、『古事記』『日本書紀』で表現されるスモウの「足踏み(四股)」を悪霊鎮魂の呪的動作^{注9)}ととらえ、神態を演じる宗教者によって行われたとしている。そののち呪力の強さが求められるようになってスモウは力競べをするようになり次第に競技化されるようになったとみている。

こうした研究を参照すれば、夜支布山口神社などの東山中のスモウは、「踏みしめる」所作に呪力をみる我が国のスモウにまつわる精神文化を現在に体現する事例だと位置づけることが可能であろう。すなわち「踏みしめる」所作には共同体を災厄から守る意味があり、たとえば夜支山口神社においては宮座の中でも「二十人衆」という長老衆から力士役

が出されているが、その「長生きができる生命力」を「共同体を災厄から守る呪力」とみなしていることがいえる。

以下は、実際の夜支山口神社スモウ神事が行われる前になされた力士と氏子（集落の住人）との会話の一部である（2023年10月15日）。

力士A：「（自分も）とうとう二十人衆に入ってしまった（笑）」

力士B：「ありがたいと思わなかんな」

氏子：「そうやで、がんばってな」

こうした会話は、この集落において共有されてきた「力士としての役割」の認識がみてとれる。とうとう二十人衆（=長老衆）に入ったわが身を苦笑まじりで受け止め、それでもう一方の力士役が、「長老の仲間入り＝力士」という役割を「ありがたい」ととらえようと冗談交じりに返答している。これを聞いていた住人が、力士という「特別な」役割を「我々集落のために」全うするよう後押ししている。

そもそも本神社の秋祭りは、先ほども述べたように宮座内の「二十人衆」や「入衆」の組織で行うスモウやガクウチと、「二十人衆」から選ばれるトウヤが受け持つ神輿の神事がいわば同時進行的に遂行されている。その神輿神事の方は参加者を集落内の組織に固執することなく積極的に観光客に開放され、観光資源とみなして地域活性化を図っていると考えられる。全国いずれの地域祭りも継承が困難である現代において当地に限ったことではないが、いわば「お祭りツーリズム」ともいべき選択を行い、祭りの新たな担い手を共同体構成員外に求めたということができるだろう。一方で、スモウ神事は宮座内の二十人衆という組織が守られている。共同体内で長老の役割を共有することで力士の所作のありがたみが分有され、そのつながりの中に共同体がまとまりをもつ。暮らしの中に民俗スポーツとしてのスモウが生きているとすれば、こうした目に見えない「力」のやりとりの中に存在するといえるだろう。

5 おわりに

本稿はまず、学会大会シンポジウム「奈良のスポーツ遺産を考える part2」の「無形」スポーツ遺産をテーマとして、県内の無形民俗文化財を概観しその情報が現在どのように共有されているかについて述べた。県内には国や県に指定・選択されている無形の民俗文化財が多数存在し、それらは徐々にデジタルアーカイブ化されインターネット上で情報取得可能になりつつある。一方で指定・選定されていない遺産については情報が乏しいえその保存が拡散されていることが考えられるため、今後の情報蓄積が待たれるところである。

その中で本稿では県内の「祭儀」スモウをとりあげその特徴について述べた。それらの事例は春日若宮おん祭り芸能の影響を受け県内の東山中地域に伝承されていた。本稿では特に夜支布山口神社秋祭りのスモウ事例を取り上げ、長老衆の中から力士役を選出し、その「踏みしめる」所作が共同体によって共有されることによって、暮らしの中の空間に生きる民俗スポーツであることを述べた。

今回の発表（および本稿）では、県内の秋祭りからスモウのみを抽出し考察を行った。ただし、当該祭祀儀礼の総体（歴史・信仰・民俗学的知見等）からスモウを位置づけるとともに、同様の全国の儀礼とも比較検討が必要なことはいうまでもない。それらを今後の課題とともに、その中にスモウを民俗スポーツとして捉える視点も反映させていけ

ればと考える。

【注】

- 注 1) 本稿では、文献引用部分を除き「スモウ」とカタカナ表記を行った。それは口頭伝承と主とする実例に応じて表記するものであり、「奈良県の民俗芸能：奈良県民俗芸能緊急調査報告書」（2014）などの表記に従った。
- 注 2) 現在文化庁の区分によると、年中行事等人々の日常生活の中で生み出された民俗芸能などは「無形の民俗文化財」とよばれるが、戦後すぐには「無形文化財」と示されていた。
- 注 3) 「指定」は「重要なもの」について、「選択」は「記録作成が必要なもの」について使用する名称である。
- 注 4) 現在の春日若宮おん祭り奉納相撲は、奈良県相撲連盟、奈良市体育協会、奈良市相撲協会などが運営に協力し、お旅所に設けられた特設土俵において中学生の部、高校生の部、一般の部にわかれ勝負が行われる。
- 注 5) 毎年 2 月 11 日、奈良県桜井市江包・大西において雄綱と雌綱を結合させる「お綱まつり」がおこなわれる。その際、雄綱および雌綱が各集落を練り歩く途中の泥田でスモウが行われ、泥まみれになればなるほどその年の豊作が約束されると伝えられている。
- 注 6) 歴史学の和歌森太郎（1963）は、スモウが力くらべの競技として起こったのではなく舞踊のような芸能、しかも宗教的意味をもった芸能に由来することについて認めている。こうした「相撲」という言葉について、もともと芸能の一つであった「互いに手を取り合って相対しながら舞う「相舞（すまひ・すもふ）」」がある一方で、神の前で力くらべをする文化も昔からあったので、その相撲と力くらべが宗教的行事として互いに結びついたために「相撲」を「そもそも」とは読まずに「すまひ」「すもふ」と読むようになったのではないかと述べている。
- 注 7) 「さとやま民泊」の 2023 年のツアーは以下のサイトに詳しい <https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/166856.pdf>（参照日 2023 年 1 月 22 日）
- 注 8) 大柳生の夜支布山口神社の秋祭りにおいても、「お渡り」と呼ばれる行列を行ったり、ガクウチと呼ばれる芸能を行うなど、春日若宮おん祭りの共通点がみられる。
- 注 9) 山田（1996）によれば、「悪霊を払う力が強ければ強いほど災禍は少ないという我が国固有の信仰から、力くらべのすもうも農作物の豊凶や吉凶を占う年占にもちいられてきた」（山田, 1996 : 26）と述べている。

【引用参考文献】

- ・五條市教育委員会事務局文化財課編（2018）篠原おどり解説書：歌と踊りの歴史：奈良県無形民俗文化財・国記録選択無形民俗文化財。
- ・飯塚好（2003）相撲神事一所作と豊饒性. 儀礼文化, 33 : 41 - 60.
- ・奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課監修（2022）奈良県無形文化遺産ガイド

ブック（2022）奈良地域伝統文化保存協議会発行, <https://www.nara-ebooks.jp/?bookinfo=%e5%a5%88%e8%89%af%e7%9c%8c%e7%84%a1%e5%bd%a2%e6%b0%91%e4%bf%97%e6%96%87%e5%8c%96%e8%b2%a1%e3%82%ac%e3%82%a4%e3%83%89%e3%83%96%e3%83%83%e3%82%af-2022>（参照日 2023 年 1 月 22 日）

- ・奈良県教育委員会編（2014）奈良県の民俗芸能：奈良県民俗芸能緊急調査報告書.
- ・奈良県教育委員会事務局文化財保存課編（1955）奈良県文化財要覧昭和 28-29 年版.
- ・奈良県教育委員会事務局文化財保存課編（2017）丹生の太鼓踊り調査報告書：奈良県無形民俗文化財・下市町無形文化財調査報告書.
- ・奈良県の祭りと芸能—奈良県無形文化遺産アーカイブ. <https://nara-archive.net/description.php>.（参照日 2023 年 1 月 22 日）
- ・奈良県歴史文化資源データベース. <https://www.pref.nara.jp/miryoku/ikasu-nara/bunkashigen/list1102.html>.（参照日 2023 年 1 月 22 日）
- ・奈良市教育委員会編（1990）奈良市民俗芸能調査報告書：田楽・相撲・翁・御田・神樂.
- ・瀬戸口照夫（1993）演じる相撲. 寒川恒夫編, 相撲の宇宙論. 平凡社：東京, 179-222.
- ・山田知子（1996）相撲の民俗史. 東京書籍：東京.
- ・山口昌男（1983）相撲の宇宙論. ヴィクター・ターナー・山口昌男編, 見世物の人類学. 三省堂：東京.
- ・山口昌男（1987）相撲における儀礼と宇宙観. 国立歴史民俗博物館研究報告, 15 : 99-130.
- ・大和文化研究会編(1953-) 大和文化研究.

シンポジウム「奈良のスポーツ遺産について考える Part 2」
「スポーツ遺産」をいかに研究するか
：「無形文化遺産」と「ヘリテージ」の概念を手がかりとして

田里千代
天理大学体育学部

1 はじめに

はたして「スポーツ遺産」とは何を指し示す概念であるのか。さしあたって、「スポーツ」と「遺産」に分けて、それぞれの言葉が意味するところを捉えておきたい。すでに周知のことではあるが、「スポーツ」とは最広義に捉えると、その語源であるラテン語の「デポルターレ」に行きつく。その意味は「遊び・癒し・慰み・休養」とし、必ずしも身体活動に限定された意味ではなかった。ただし、一般的に「スポーツ」と言って思い浮かぶのは、近代以降の「スポーツ」の意味で、「運動競技」や「競争」と捉えられることが多い。

接尾語である「遺産」については、本学会のシンポジウムでは「無形遺産」に限定していることから、国際的な認識としてユネスコの「無形文化遺産」の定義を援用しておきたい。2003年に採択されたユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約には、「口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術」¹と記されている。

本稿では「スポーツ遺産」を、最広義の遊びの要素を含む活動全てをスポーツとして捉え、なかでもユネスコ無形文化遺産としてみることができるものを対象とした。まず、無形文化遺産のなかにみるスポーツ遺産として、遊びや身体活動、競争の要素とみることができるものを、スポーツの特徴別に分類し、それぞれの具体的な例について説明を加えた。また、「ヘリテージパーク」の概念を手がかりとしながら、奈良公園のスポーツ空間文化についても触れていくたい。

2 「無形文化遺産」にみる奈良のスポーツ遺産

ここでは、奈良県の無形民俗遺産・無形民俗文化財²に示されているリストから、「芸能、祭、儀礼」に限定して取り上げた。その中で、「競争」、「踊り」、「格闘技」、「各種の身体運動」、「総合種目」の5つのカテゴリーを設け、まずは当てはまるものの分類を試みた。特徴が際立つ例を挙げ、それぞれ説明を加えた。

①競争

生駒の火祭り（勝負まつり）、高原氏神神社秋祭りでの餅の奪い合い

②格闘技

御綱祭での相撲、力比べ（よよふさやれ）

③踊り

太鼓踊り、獅子舞、盆踊り、十津川の大踊り、翁舞

④身体動作（走、跳、投、蹴る、曳く、押す、壊す、射る、かける、担ぐ、など）

けまり祭（蹴る） 鬼うち（弓を射る） おんだ祭（追い駆けっこ、尻たたき）

砂かけ祭（かける） 山車（だんじり）

いのこの暴れまつり（たたく、壊す、など） 鬼はしり 修二会（走る）

⑤総合種目のスポーツ祭典

「春日若宮おん祭」の各種芸能（競馬、流鏑馬、相撲、神楽、和舞、東遊など）

（1）競争

競争に示した「生駒の火祭り」は、別名「勝負まつり」とも言われ毎年10月に催される。生駒にある往馬大社の秋祭りは、南と北に分かれた地区対抗戦となり、勝負の観念が随所に組み込まれている。たとえば、神殿へのお供え物をどちらが早く届けるか、また祭で使用される大松明と御串を決められた形に組み立てる競争、そして火祭りのクライマックスとなる「火取り」行事である。南北それぞれが燃え盛る松明を拝殿から受け取ったと同時に、松明を肩に担ぎ一斉に境内を駆け抜ける。これらが勝負事として行われる。ここでは、勝負をすること自体がその年の豊作に感謝の意を表することにつながるという。

（2）格闘技

格闘技の代表格ともいべき相撲は、奈良という地との縁が深い。相撲発祥の地ともされており、勝負を決しない神事の要素を多分に含んだものが各地に保存、継承されている。その多くが神事として舞うような所作・動作を含む例もみられる。そのような中で、「江包（えつつみ）・大西の御綱」での相撲は、勝敗を決するものとして行われている。行事自体は、桜井市江包地区と大西地区でそれぞれ雄綱と雌綱をつくり、地区を巡りながら最終的に雄雌の綱を固く結び、その綱を大和川に掛け渡すというものである。その一連の行事の合間に行われるのが、泥の田んぼに設けられた即席の土俵での泥まみれの相撲である。一説には、泥まみれになればなるほど、豊作が見込まれるとされ、力士も行司も混ざって、みな泥だらけになりながらの取り組みが繰り返される。

（3）踊り

奈良の無形文化遺産の踊りでは、「曾爾の獅子舞」や「国柄の太鼓踊り」、「奈良豆比古神社の翁舞」などが挙げられる。踊りについては、それぞれの地区での祭を彩る特徴だったものが多くある。「狭川の神事芸能」では、跳び上がる動作で舞う「ピッピラ（神飛び）」や「スマウ」も二人で跳び上がりながら回る神事相撲も行われている。

（4）各種の身体運動

奈良の無形文化遺産の中で、身体動作に注目してみると、走跳投はもちろんのこと、蹴る、叩く、かける、たたく、射る、拳突のはてには壊すなど、実に多種多様な身体動作がみてとれる。例えば、「走る」という表現が祭の名称に含まれたものには、五條市の「陀々堂の鬼はしり」がある。一般的なイメージの鬼とは裏腹に、この地域では鬼が福をもたらす存在とされ、その鬼が松明を担いで走ることで邪惡なものを祓い清めるとされている。松明つながりで言えば、奈良の風物詩である東大寺の修二会のお水取りでも、松明を持ちながら火の粉をまき散らしてお堂を走ることや、「走りの行法」と呼ばれる修行もある。

川合町の廣瀬神社の「砂かけ祭」は、五穀豊穣を願うお田植祭であり、砂を雨に見立てて掛け合い人々は逃げまどう。この砂かけが激しければ激しいほど豊作が見込まれるとされる。また、「高田のいのこの暴れまつり」では、子どもの成長や子宝、豊作祈願の祭とされ、その名の通り子供が御仮屋につるされた物や食事のお膳、お椀などをたたき割り、壊しまくる。暴れれば暴れるだけご利益としての豊作を引き寄せるとされる。

(5) 総合種目祭典としてみる「おん祭」

正式名称を「春日若宮おん祭」とし、毎年12月17日には大行列などが練り歩く「お渡り式」が盛大に催される。約900年近くの歴史を有するこの祭事では、御旅所で春日大社の若宮に奉納するための各種芸能が披露される。そのバリエーションの豊かさから、まさに「いにしえのスポーツ祭典」とも言い表すことができる。「神遊」と称する神楽、東遊、田楽、細男、和舞（やまとまい）、舞楽、猿楽（能楽）、相撲、競馬、流鏑馬と、列举してみれば、現代のオリンピックの開会式から各種スポーツ競技があり、閉会式までの一連の華やかな祭典になぞらえてみることができよう。

「お渡り式」は、五輪的に言えば選手入場に相当する行列で、平安時代から江戸時代にわたる風流物のオンパレードである。これから始まる恒例の芸能を含めたスポーツを披露する集団が、それぞれの時代装束を身にまとい、各種の道具を上に下にと、決められた身体動作とかけ声を伴って奈良の中心街から春日大社参道へと練り歩く。いわば、平安から江戸時代のショースポーツ開幕ながらのお披露目を兼ねた行列は、祭の始まりを告げるものであり、見ている人々の高揚感を沸き立たせる。

おん祭で行われる諸芸能を、先ほどの（1）の箇所で示した分類に当てはめて遊びやスポーツとしてみていきたい。赤と緑の装束を纏った騎者が春日大社の参道での競馬で「競争」する。「射る」という身体動作が伴う稚児の流鏑馬が続き、御旅所では田楽や猿楽、舞楽など日本に伝わる各種の伝統的な「舞い」が披露される。祭の2日目は、本祭典の主賓ともいべき若宮神が御旅所から社殿に戻されたのち、御旅所近くの特設土俵で奉納「相撲」が行われる。

以上のように、奈良の無形文化遺産を遊び・スポーツという視点でその運動・動作の特徴の分類を試みた。こうした無形文化遺産を対象とした研究は、歴史学や民俗学の領域すでに多くの蓄積がある。また、スポーツ人類学やスポーツ文化を扱う領域では、国内外の祭を対象とした研究は行われている。体育・スポーツ学のアプローチにより、身体動作、身体技法、諸動作の継承、動きの教育など、より学際的な研究が期待できる。

3 「スポーツヘリテージパーク」としてみる奈良公園

野生の鹿が歩き回るという国内でも珍しい奈良公園には、多くの観光客が訪れる。奈良県のHPによると、その敷地は660ヘクタールにも及んでおり、東大寺や春日大社といった寺社仏閣などが隣接する空間である。なかでも東大寺の参道の東側に隣接する春日野園地は、芝生と小川、日本家屋風の休憩舎などもあり、四季折々の眺めが楽しめる多目的な広場となっている。先のHPによれば、この公園は「他に類例のない歴史公園とも称され」³ている。実は、この「歴史公園」という位置づけは、南大門や大仏殿といった歴史的建造物を眺めることで、奈良時代の遙か前の歴史を想起させることから、このような表現がされている。しかし、この「歴史」には、ほんの百年前の近代の時代も刻印されていることはあまり知られていない。かつては近代公園として、近代スポーツ総合競技場さらながらの様相を呈した時期があった。近代以降の奈良公園に設置されていったスポーツ施設とその変遷については、渡邊（2016）の論文に詳しい。「奈良名勝案内図⁴」の1922年の地図には、南大門の右側に「運動場」と記されている。1936年の図には、それに野球場とプールが加わっていく。戦後になると、一時はアメリカ軍に接收されたが、1960年代初めにはプール、テニスグラウンド、陸上競技場やラグビー場、プロ野球の公式戦が開催され、観覧席の設置もされ「春日野運動場」は、まさに総合スポーツ競技場であったことがわかる。事態が一変したのが、1960年代以降の観光化の流れと1988年の「なら・シルクロード博覧会」であったという。これを機に、現在のような一面芝で覆われた多目的な広場に再整備され、訪れた人々が「奈良らしさ」を感じられる「歴史公園」の景観へと変貌をとげた。

ここでは奈良公園の近代以降の変遷について概観してきたが、「いにしえ」の奈良から考えれば、近代の時代はほんの一瞬の時期であったのかもしれない。しかし、その一瞬においても近代スポーツという、当時としては新しい文化を取り入れ、受容し享受してきた。こうした一時代の歴史は、今ではわずかな痕跡を残すのみである。「歴史公園」という名称が奈良時代を想起させるのであれば、近代の時代の「ヘリテージパーク」という名称を当ててみてはどうか。「ヘリテージ」とは、英語表記の“heritage”からきており、元来の意味としては「相続人や受け継ぐこと」であり、「文化的な遺産や伝統」を意味する⁵。奈良公園界隈の飲食店で、かつての様子について尋ねれば、子どもがプールで泳いだり、野球をやっていた、とその当時の記憶を留めている人もいる。いっときではあったが、奈良公園が近代・国際スポーツを享受できる場として存在していたことは、奈良の「スポーツヘリテージパーク」という歴史空間の記録とともに、研究として掘り起こし蓄積していく価値があるといえよう。

4 おわりに

「スポーツ遺産」を研究することを念頭に置いた場合、「無形文化遺産」の中からスポーツ遺産に該当するであろう、奈良の祭から運動・身体動作の特徴別に分類してみた。また本稿では、奈良公園の近代の歴史のなかで展開されていた、近代スポーツの導入と戦後の国際スポーツの振興に一役を担ったこの文化的空間を取り上げ、「スポーツヘリテージパーク」という概念の括りの提示にまでたどり着いた。本稿は、本年度の奈良体育学会シンポジウムで筆者に与えられた課題、すなわち「スポーツ遺産をいかに研究するか」という問い合わせに対する話題提供として位置づけておきたい。

【注】

- 1 「無形文化遺産」『文化庁』HP (2023/11/15)
- 2 「無形民俗文化財」『奈良県』HP (2023/11/20)
- 3 「奈良公園について」『奈良県』HP (2023/11/15)
- 4 当時の地図は、「奈良名勝案内図」として国際日本文化研究センターの所蔵地図データベースにて閲覧可能。https://lapis.nichibun.ac.jp/chizu/map_detail.php?id=002466449 (2023/01/15)
- 5 “heritage”『アドバンストフェイバリット英和辞典 第2版』 東京書籍 pp.882-883 (2008)
カナダには「ヘリテージパーク (heritage park)」と称する場所があり、かつてその地にあった歴史的出来事の学びを深め、来世にも受け継いでいく目的で関連施設や当時を再現した展示がされている。日本語で言えば「歴史村」に相当するかもしれない。

【引用参考文献】

- 「狭川の神事芸能」平成6年 奈良県無形文化遺産映像アーカイブ
<https://www.youtube.com/watch?v=KFIddOUkYIU> (2024/01/15)
- 三田崇博『生駒の火祭り』 読書館 (2014)
- 「奈良公園について」『奈良県』HP <https://www.pref.nara.jp/56577.htm> (2023/11/15)
- 野本暉房 『奈良大和の祭』 東方出版 (2009)
- 「無形文化遺産」『文化庁』HP
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/ (2023/11/15)
- 「無形民俗文化財」『奈良県』HP <https://www.pref.nara.jp/61765.htm> (2023/11/20)
- 武藤康弘 『映像で見る奈良のまつり歳時記』 ナカニシヤ出版 (2011)
- 大和民芸懇話会編 『第882回国指定重要無形民俗文化財 春日若宮おん祭り』 春日若宮おん祭保存

会 (2017)

- 渡邊昌史「奈良公園におけるスポーツ施設の変遷と文化表象：『近代化』から『奈良ブランド』構築へ」『武庫川女子大学紀要（人文・社会科学）』Vol.63. pp.79-88 (2016)
“heritage”『アドバンストフェイバリット英和辞典 第2版』東京書籍 pp.882-883 (2008)

奈良女子大学での武道教育

星野 聰子

奈良女子大学研究院 生活環境科学系 スポーツ健康科学領域

はじめに

スポーツは歴史的建造物のような有形遺産とはちがって形をもたない文化遺産であり、「無形の遺産」といえる。今回、奈良女子大学の前身である奈良女子高等師範学校(1908(明治41)年3月31日設置。以下、奈良女高師)では、高等女学校・女子師範学校等の女子中等教育学校の教員養成にあたっており、高等師範学校における教員養成として女子教育の方針や運動の実践にかなう教材として、東京女子師範学校(東京女高師)にはない薙刀教育を独自に展開している¹⁾²⁾。本シンポジウムでは、大学の歴史に思いを馳せながら、薙刀の「無形の遺産」をひとつの教材とし、現代においても応用可能な心身の振る舞いを実践する奈良女子大学のユニークな武道教育の試みを話題提供させていただいた。発表の機会を与えていただきましたコーディネーターの松井会長に感謝申しあげます。

1. 薙刀からなぎなたへ

薙刀は、古事記(712年)に初めて現れ、奈良時代には僧侶によって使用されていた。その後、戦場の風景画などから戦闘での薙刀の使用が記録されている。しかし、江戸時代になると、薙刀は戦闘でほとんど使用されず、女性の美德を磨くための武術として普及した。そして戦後、1955(昭和30)年には全日本剣道連盟より独立して全日本薙刀連盟が発足し、1958(昭和33)年に女子のための第1回全日本薙刀選手権大会が開催されている。

なお、本稿では、「薙刀」と「なぎなた」の二種類の表記をする。これは1958(昭和33)年に文部省への教材申請の過程で「なぎなた」とひらがな表示を指導され、1964(昭和39)年には全日本なぎなた連盟と名称決定するなど、古武道としての「薙刀」から武道としての「なぎなた」へと変遷した時代背景の違いを示すこととした。近年では海外を中心に、女子だけではなく男子にもなぎなたが普及しており、2001(平成13)年には、第1回全日本男子なぎなた選手権大会が開催され、世界規模で普及・発展している武道の一つである。

2. 奈良女高師の目指す「婦徳」の養成と薙刀教育

奈良女高師初代校長の野尻精一は、「教育ノ方針ニ付テハ生徒ノ学力技芸ノ發達ヲ図ルハ勿論ナレトモ婦徳ヲ養成スルコトモ各位ノ重ナル責任ノーナレハ單ニ學術技芸ノ教授ヲ以テ教授ノ任務アリトセス日常婦徳ノ養成ヲ計ラル様希望ス」と教官一同に訓示を与え、女子教育は単に学問や教養を教えるのではなく、普段から教育活動の中で婦徳の養成をしていく努力をするように促していた。「運動方法ニ就イテモ右諸徳ノ養成ニ留意スルヲ要ス」と、野尻が現行の運動に対して疑問を呈し、女子教育に適した運動法の考案を訴えていたことが1910年(明治43年)の教員会議録に残されている。

その後、奈良女高師の目指す「婦徳」の養成は、1911年(明治44年)から、随意科目として週1回の課外授業の薙刀教育の導入に具現化された。「薙刀教授ハ特ニ精神ノ鍛錬ニ資センコトヲ期ス」と、女子の身体強化をするとともにその精神を鍛錬することが期待され、後に奈良女高師の伝統として長年引き継がれた寒稽古の実施からも、精神の鍛錬に重きを置いていたことがわかる¹⁾²⁾。また、1936年(昭和11年)に師範学校での正課として、男子の師範学校で剣道と柔道が、女子の師範学校で弓道と薙刀が取り扱われるようになっているが、これらと比較すると、いかに早い時期での女子教育における薙刀教育の導入であったかが、うかがい知れる。

3. 奈良女子大学での武道教育の試み

平成18年、文部科学省は新たな教育基本法に、5つの教育の目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を新たに定めた。これを受けて平成20年3月改定の新学習指導要領⁴⁾では、中学校保健体育科目において武道領域が必修となり、武道のなかの特に柔道と剣道が、この教育目標実現の役割を担うこととなっていた。

奈良女子大学では、教職必修科目の生活環境学部専門科目「武道(剣道となぎなた)」、および、教養教育科目「スポーツ実習C4」を小職が担当している。受講生は、保健体育科教員免許取得を目指す学生のほかに、武道に興味関心のある全学部の2回生以上の学生である。また、日本語・日本文化研修留学生(日研生)の選択科目として位置づけられていることから、留学生の受講も多い。この授業は全体を通して、日本古来の伝統文化に触れながら、武道ならではのひと味違った清々しい精神集中を体験し、真剣勝負の中にみる自他との対話を楽しんでもらうことを目指している。授業の大きな流れを一昨年度受講生の授業アンケートでの感想文を挿みながら紹介する。

まず導入部分では、アニメに表現される武道の描かれ方を例示し、礼法に始まる様々な所作を解説し、体験してもらう。また、胴着・袴の着装や折り目を正して着物をたたむなど、日本文化への理解を深める実践から授業を開始する。

〈受講生の感想文から〉

- ・礼をすることで相手を尊重する態度が身についた。所作の一つ一つに意味があって、日本人が築き上げてきた心持ちを体感できた。
- ・日常の所作が美しくなっていった。緊張場面での身のこなしがわかるようになった。忍耐力や平常心が伸ばせた。
- ・マインドフルネス(瞑想)をすることで否定的な感情や物事にとらわれて飲みこまれることなく、自分を取り戻すことができるようになった。しなやかで豊かな心を育むことができた。
- ・構造は単純・平面的な着物を、紐だけを使って身体にフィットさせ、丁寧に纖細に揃えて着る、折り目を整え、折り目をただして畳む美しさ等、日本文化に気づくところが多かった。
- ・袴の着方、礼の仕方、日本文化の知識はもちろん、心を落ち着かせるための呼吸の仕方や精神を落ち着かせて空っぽになることの大切さ、武士道を少しだけ感じられた。

次に、前半の剣道の部では、木刀、竹刀を使用するうえで、日本刀の代わりであるという刀法を十分に理解してもらい、剣を用いる心構えをもつこと、および、刀筋正しく「物打ち」で打突部位を正確に捉える剣の理法を、勇気をもって実践してもらう。達成目標は、木刀、竹刀の操作と

基本動作の習得、対峙する間合いと有効打突の理解、技の習得を目指す。シンポジウムでは剣道となぎなたそれぞれの間合いに関して実演解説させていただいた。具体的な剣道を教材にした授業の工夫は、動作の起りと呼吸位相の関係に着目した日本剣道形(かた)の活用³⁾や、間合いの攻防を中心に剣道への理解を促進する附属中等教育学校での試み⁵⁾を参照されたい。

〈受講生の感想文から〉

- ・技の実践の中で、集中して声を出し、勇気を出して剣を振り、心身が一つになる感覚を得た。
- ・相手にどのくらい近づいたら危険な距離になるのか、どのくらい離れると安全な距離になるのかを身体で経験することが大切だと分かった。
- ・静と動のコントラストが見事で魅力的に感じた。相手とじかに剣を介してからだ同士が交わることから、相手を尊重し、呼吸を合わせることが重要であることを学んだ。
- ・礼から蹲踞、構えまで、相手とぴったり息を合わせてタイミングが合うことは美しかった。
- ・相手の動きに最小限の動きで最適に応じる互いの姿勢が、形を美しいものにしていた。

次になぎなたの部では、切っ先が繰り出す上下左右斜めの八方からの軌道を描ける楽しさを味わう。身体を半身にとって左右対称の動きから、竹刀よりも約1メートル長く、約2倍の長さのなぎなたを操作する。遠心力を使って動かすため、比較的身体的負荷は少ない。二つの武道の実践を通して双方を比較検討し、同じ剣を交える武道であっても、対峙する間合い、用具の長さや重量、操作する身体特性の観点から興味深い考察ができる。さらには、なぜ女性を中心になぎなたが発展していったのか、また、なぜ女性が薙刀を修練していたのかに思いを巡らせる教材となると考えている。

さらに、奈良女子大学で学ぶ学生に対しては、奈良女高師における女子教育の精神を知る機会のひとつとして大学の歴史にアプローチする。奈良女高師の薙刀教師は歴代5人おり(鏡心流の3人によって25年、天道流の2人によって9年間)、1911年から1946年の間、途切れることなく着任している。また、大量の薙刀(櫻製、竹製)のほかに木刀、短刀、懐剣、真剣の薙刀・太刀・懐刀、竹刀、撃剣道具、甲手が備品として購入されており、長短さまざまな刀を用いた授業が指導者の流派や時代背景によって展開されていたことがわかる²⁾。なかでも、短刀と懐剣も用いた太刀に対する薙刀の形は、本授業の目的とする武道の精神性を伝える教材として、魅力的である。

シンポジウムでは、天道流の形を一部であるが動画により紹介した。天道流は、日本の古武道の一流派で、太刀対薙刀の術を数多くもつ。天道流の形にみられる、太刀に対する薙刀は、薙刀を使いながら短刀や懐剣を付加して使う形もある。間合いを十分に計り、柔軟な薙刀の持ち手の組み換えと操作によって好機に対処する。間合いがつまつた劣勢時には、薙刀を薙ぎ棄てて、帯の中に隠し持っていた短刀や懐剣を手に取り、相手の懐深くに入りこみ、捨て身の技を展開する。現代においても、力で押し切られることなくしなやかに間合いを切り、また一方で、いざという決断のときには手段を変え、間合いを詰める時機があるであろう。そういう刻一刻を、冷静かつ勇気をもって判断し行動する心構えを、教材の一つとして提示し、実演の迫力を肌で感じながら理解してもらいたいと考えている。

〈受講生の感想文から〉

- ・遠心力を使って操作することがとても楽しい。
- ・相手の力の流れを利用して負担がかからない。

- ・薙刀の形で、女性の身を守る実践的な方法を見せてもらって勉強になった。
- ・女性が己の身を守る手段として身に着けていた歴史の話にロマンを感じた。
- ・難しかったけれど、沢山の技があり、名前もつけられていて興味深かった。
- ・リズムなぎなが想像以上に楽しかった。(リズムなぎながは本稿での記述は省いた。)

結びにかえて

奈良女高師の薙刀重視の教育目的は、当初、寒稽古に象徴される精神の鍛錬であったかもしれない。しかし、武道からの学びは奥深く、歴史の中で織り成した「無形の遺産」から学び取れるものは大きいと考える。これを現代の教育の中にも微力ながら継投していきたい。

学生の授業感想文に、次のような記述があった。

- ・身体の動かし方を学び、「楽しい」の向こう側にある緊張感や空気感を味わい、運動やスポーツに関して生徒たちの世界が広げられるような授業を、教員になつたら行いたいと思えた。

武道という「無形の遺産」を通して、身体への様々な関心を広げてほしいと願う。

参考文献

- 1) 江刺正吾(2003)体操・薙刀からスポーツへ, 道和書院:東京.
- 2) 福田啓子(2009)奈良女子高等師範学校における薙刀教育—薙刀教師および指導内容の変遷に注目してー, 体育学研究, 54(1), p.123-135.
- 3) 星野聰子(2013)「日本剣道形」を用いた授業展開 —呼吸に着目した剣道の特性学修の工夫ー, 奈良女子大学スポーツ科学研究, 15, 83-86.
- 4) 文部科学省(2008)中学校学習指導要領解説 保健体育編.
- 5) 中司みづほ・星野聰子(2017)攻防の面白さを楽しむ剣道の授業 —奈良女子大学附属中等教育学校 1年女子体育科の授業検討ー, 教育システム研究(奈良女子大学教育システム研究開発センター), 別冊 173-186.

誌 上 發 表 論 文

奈良県田原本町に在住する高齢者のフレイルの実態と機能的体力との関係

中谷敏昭¹⁾, 金子竜大¹⁾

¹⁾ 天理大学体育学部

キーワード：身体的フレイル，基本チェックリスト，高齢者，日常生活動作，身体機能

I. 緒言

我が国の高齢者人口は 3,623 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.1% と過去最高で、75 歳以上人口も初めて 2,000 万人を超えた（総務省統計局, 2023）。高齢者の増加は、健常な者ばかりでなく心身が衰える虚弱な要支援や要介護者の増加にもつながる。そのため、高齢期における心身の虚弱化や重症化を防ぐフレイル対策は重要な課題である。厚生労働省は、介護保険制度創設以降、できる限り要支援や要介護状態にならない、あるいは重度化を防ぐ介護予防施策を開拓してきた（厚生労働省, 2022）。2014 年からは一般介護予防事業創設と「基本チェックリスト」（以下、「基本 CL」とする）の活用を図ってきた。これらの事業では、行政と地域の連携、保健師や理学療法士など専門職の積極的関与、ポイント付与やアウトリーチによる事業への参加促進が掲げられ、様々な取り組みが全国各地で行われている。

高齢者における心身や日常生活機能のフレイルの対策では、生活習慣病等の疾病や重症化予防とともに強化が図られている。奈良県においては、「健康寿命日本一」の達成を目指して保険・医療・福祉・介護分野の連携による「第 8 期奈良県介護保険事業支援計画」が示された（奈良県介護保険課, 2021）。この計画では、「最後まで安心して暮らし続けられる地域づくり」と「地域包括ケアシステムの基盤づくり」の数値目標が掲げられ、前者では 65 歳平均自立期間（健康寿命）の全国順位 1 位、運動習慣のある高齢者の割合は男女ともに 60% 以上を目指す取り組み、フレイルに陥る高齢者を減らす課題が示されている。フレイルは、「高齢期に生理的予備能が低下することでストレスに対する脆弱性が亢進し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの転帰に陥りやすい状態」とされ、身体的、心理・精神的、社会的側面を有し、サルコペニアやロコモティブシンドローム、認知症や鬱の発症、独居や経済的困窮など生活する上で障害となる（日本老年医学会, 2018）。そのため、フレイル状況のスクリーニングとして日本版 CHS 基準（以下、「J-CHS 基準」とする）、基本 CL、簡易フレイル質問票、簡易フレイル・インデックス、介護予防チェックリストが用いられ、該当者の早期発見に利用されている（野藤と清野, 2018）。その中で、J-CHS 基準を用いた調査では、①体重の減少、②握力で評価した筋力低下、③倦怠感（疲れやすさ）、④歩行速度の低下、⑤活動の有無の 5 項目から 3 項目以上でフレイルと判断される。2012 年に実施された全国調査によると、地域在住高齢者のフレイル割合は 8.7%，プレフレイルは 40.8%，健常は 50.5% と報告され、約半数にフレイルの状況がみられる（Murayama et al., 2020）。地域ブロック別をみると、北海道・東北（5.7%）や関東（8.0%）に比べて、近畿（9.8%）や九州・沖縄（10.7%）は高い傾向にあり、フレイル割合は「西高東低」の状況にある。フレイルの予防には、適度な運動、鬱や認知症など精神状態悪化の改善、就労や余暇活動の確保、地域社会とのつながりを意識したボランティアなど社会活動への参加が必要であるとの指摘がなされている（Murayama et al., 2020）。

J-CHS 基準の調査では握力計を要するが、それ以外のスクリーニングは質問紙のみで実施できる。その中で、基本 CL は手段的および社会的な日常生活動作（以下、「ADL」とする）、身体機能、栄養

状態、口腔機能、閉じこもり、認知機能、鬱に関する 25 項目の「はい」あるいは「いいえ」から得点化でき、併存的妥当性や予測的妥当性が明らかにされている (Satake et al., 2016). また、基本 CL をフレイル診断に用いる場合は、全 25 項目の得点を用いた方が鬱に関する質問を除く 20 項目よりも有効とされ、J-CHS 基準に相当するフレイルのカットオフ値は 8 点である(佐竹, 2018).

2019 年に示された「健康寿命を 3 年以上延伸させる」という国の施策では、介護予防・フレイル対策・認知症予防が重点課題とされ、その具体的な取り組みとしてボランティアや茶話会、趣味活動などを楽しむための「通いの場」の拡充が求められている (厚生労働省, 2022). このことは、社会活動に参加して他者と交流することが身体的・精神的健康の改善につながり、閉じこもりや認知症の増加を食い止める役割として重要である。奈良県北部の平野部に位置する田原本町では、地域再生計画をもとに実施する介護予防事業に積極的に取り組み、生きがいをもって過ごせる健かなまちづくりを目的とするヘルスケアプロジェクトを推進している。同町の高齢化率は 2023 年で 32.5% と全国平均を上回っている (奈良県介護保険課, 2023). このプロジェクトは、40 歳以上の地域住民を対象としたウォーキングや健康づくりへの参加努力や成果 (インセンティブ付き) に対して地域商品券などに交換できる健幸ポイント事業と、ICT を活用した個人の健康状態に応じた運動プログラムを提供する健幸運動教室事業から成る。2020 年度の開始時からの参加者は延べ 2,553 名にのぼる。本研究では、両事業に参加する高齢者を対象として、基本 CL や ADL、機能的体力を調査・測定する機会が得られたことから、同町のフレイル割合の実態を明らかにするとともに、基本 CL とこれらの関係を検討することを目的とした。

II. 方法

1. 対象者

対象者は奈良県磯城郡田原本町に在住し、2020～2022 年度のヘルスケアプロジェクトに参加し、本研究への参加に同意した 40～92 歳の地域住民 546 名であった。この中から、65 歳以上の男女高齢者 455 名（年齢 74.7 ± 5.4 歳）を研究対象とした。内訳は、男性 148 名（年齢 74.8 ± 5.4 歳、身長 165.1 ± 6.5 cm、体重 68.0 ± 10.7 kg）、女性 307 名（年齢 74.6 ± 5.3 歳、身長 152.7 ± 8.7 cm、体重 52.8 ± 7.9 kg）であった。本研究計画は天理大学研究倫理審査委員会の承認を得ている (19-004)。

2. 調査内容および調査時期

本研究では、ヘルスケアプロジェクト参加者に対して日常生活機能や転倒リスク等を自記式アンケートにて調査し、郵送により回収した。調査内容は基本 CL と ADL、機能的体力として握力と 5 回立ち上がり時間を測定した。調査期間は 2020 年 10 月～2022 年 11 月であった。

基本 CL は、日常生活関連動作 (5 項目)、運動器の機能 (5 項目)、栄養状態 (2 項目)、口腔機能 (3 項目)、閉じこもり (2 項目)、認知症 (3 項目)、鬱 (5 項目) の 25 項目 (25 点) から構成され、心身の機能に衰えがないかチェックされる (厚生労働省老健局, 2006). 25 点中、3 点以下はロバスト (健常)、4～7 点でプレフレイル、8 点以上でフレイルと判定される (佐竹, 2018).

ADL は、65～79 歳を対象とした「体力・運動能力調査」(新体力テスト) を受検する際のスクリーニングとして、日常生活活動に関する 12 項目に回答した得点により ADL (36 点満点) を評価する質問紙である (文部科学省, 2007). 得点が高い者ほど、ADL 遂行能力は優れている。ADL 得点は、24 点以上で「日常生活の動作は難なくこなすことができる」、12～24 点未満で「日常生活の動作に関する能力の衰えがみられる」、12 点未満で「生活活動の動作の多くで支障がある」とされる。

握力と5回立ち上がり時間の測定は、介護予防マニュアル第4版（厚生労働省、2022）の方法に従って実施した（図1）。握力は、直立の姿勢で握力計を力いっぱい握りしめた際の左右筋力を各2回測定し、それぞれ良い方の記録を平均して算出した。5回立ち上がり時間は、高さ42cmの椅子を用いて、腕を胸の前で組ませて肩幅程度に両足を広げた座位姿勢から、「用意、ハイ」の合図で5回立ち上がらせた際に要した時間を計測した。両テストとも十分な練習後に実施させた。



図1 握力（左）と5回立ち上がり（右）の測定

3. 解析方法

測定値はすべて平均値と標準偏差で示した。各群の測定値の比較では、Leveneの検定を行って等分散を確認した上で一元配置分散分析を行い、有意な主効果が認められた場合はTukeyのHSD法により差を検定した。基本CL得点およびADL得点、握力や5回椅子立ち上がり時間の相関関係はスピアマンの順位相関係数(r_s)を求めて検討した。有意水準は5%とした。

III. 結果

ヘルスケアプロジェクトに参加した847名に対して546名から回答を得た。その中で65歳以上の回答は455名で、回収率は53.7%と高かった。基本CL得点より、3点以下のロバスト（健常）は295名(64.8%)、4~7点のプレフレイルは119名(26.2%)、8点以上のフレイルは41名(9.0%)と判定された（表1）。表には示さなかったが、男女のプレフレイルとフレイルの割合は男性が29.7%と8.8%，女性が24.4%と9.1%であった。分散分析の結果、各群の基本CL得点には有意な主効果が認められ、フレイル、プレフレイル、ロバストの順に得点は高かった($p < 0.05$)。また、ADL得点にも有意な主効果が認められ、フレイル、プレフレイル、ロバストの順に得点は低かった($p < 0.05$)。握力は各群に有意な主効果は認められなかつたが、5回立ち上がり時間に有意な主効果が認められ、フレイルはプレフレイルと差はなかつたが、ロバストに比べて有意に遅かつた($p < 0.05$)（図2）。

表1 ロバスト、プレフレイル、フレイルの割合と基本CLおよびADL得点の比較

	ロバスト (n = 295, 64.8%)	プレフレイル (n = 119, 26.2%)	フレイル (n = 41, 9.0%)	F	多重比較検定
年齢（歳）	74.4 ± 5.2	74.9 ± 5.6	75.7 ± 5.6	1.19	
基本CL得点 (/25点)	1.4 ± 1.1	5.1 ± 1.1	9.8 ± 2.0	1077.2*	ロバスト < プレフレイル < フレイル
ADL得点 (/36点)	29.7 ± 4.0	28.0 ± 4.4	24.5 ± 4.8	30.2*	ロバスト > プレフレイル > フレイル
平均値±標準偏差.	$* p < 0.05$.				

基本CL得点とADL得点、握力、5回立ち上がり時間の相関関係を表2に示した。男女全体の基本CL得点はADL得点、握力、5回立ち上がり時間と $r_s = |0.112 \sim 0.340|$ の弱い相関関係を示し

た ($p < 0.05$). この関係を男女で分けてみると、男性で $r_s = |0.214 \sim 0.275|$ 、女性で $r_s = |0.164 \sim 0.372|$ のいずれも弱い相関関係を示した ($p < 0.05$).

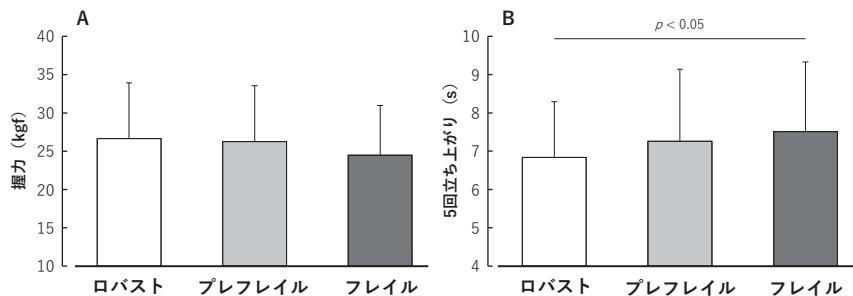


図 2 握力 (A) と 5 回立ち上がり時間 (B) の比較

表 2 基本 CL 得点と ADL, 握力, 5 回立ち上がり時間の相関関係

基本CL得点	ADL得点	握力	5回立ち上がり
全体	-0.340*	-0.112*	0.189*
男性	-0.275*	-0.214*	0.235*
女性	-0.372*	-0.164*	0.171*

* $p < 0.05$.

IV. 考察

奈良県における高齢化率は 2022 年度で 32.4% となり、全国平均の 29.0% を上回った状態が 2009 年より続いている（奈良県介護保険課, 2003）。特に、過疎化が著しい山間部の高齢化率は高く、東部の宇陀郡で 57.6%，南部の吉野郡で 44.3% となっている。一方、平野部では概ね 20~30% であり、過疎地域における高齢化の進展は全国同様に大きな問題になっている（山口ら, 2022）。

これまで、地域に在住する高齢者のフレイルの状況が報告され、対象者の年齢や性別、経済的状況、運動習慣の有無や健康観などがその割合に影響することが知られている（松浦ら, 2021；宇野ら, 2019；野藤と清野, 2018）。Murayama ら（2020）は、J-CHS 基準を用いた全国調査において、フレイル割合は 8.7% で、その割合は東日本で少なく西日本で多い「西高東低」の傾向であったと報告している。田原本町における高齢者のフレイル割合は 9.0% で、この報告と同程度であった。他方、奈良県の都市部と農村部の高齢者を対象にした小規模調査では、平均年齢 80 歳のフレイル割合は 23.8% であることが報告されている（東ら, 2021）。本研究のフレイル割合が少なかった理由として、ヘルスケアプロジェクトはインセンティブ付きの事業であり、参加者の健康への意識や体力水準が高く、健康状態が良い者が多く含まれていた可能性が考えられる（成田ら, 2011；岡本ら, 2017）。東ら（2021）は、基本 CL の得点が高い者（虚弱者）ほど活動量は減少傾向にあり、女性の活動量は少ない、農村部に比べて都市部の活動量が多いことを明らかにしている。本研究では対象者の活動量は測定しておらず詳細は不明であるが、女性の対象者が多いにも関わらず、地域在住高齢者の中でも活動量の多い者が多く加わっていたことがフレイル割合の低さに関係していると思われる。また、本研究のフレイル該当者の ADL 得点は平均 24.5 点であり、「日常生活の動作は難なくこなすことができる」とする 24 点以上を上回っている者が多く含まれていたこともフレイル割合が低い理由と考えられる。吉澤ら（2019）の報告によると、65 歳以上の地域在住高齢者の 12.2% がフレイル該当者とされ、日常生活の身体的活動、文化的活動、地域の活動の実施有無との

関連、実施する活動が少ないほどフレイルに陥るリスクが高くなる。また、フレイル割合は男性よりも女性に多く、女性参加者が多いほどその割合は多くなるとの報告もある(大石と岸本, 2022)。この理由として、女性は男性に比べて寿命が長く、より高齢の女性参加者が増える、女性の社会的役割や経済的地位が低い、ストレス要因の性差がフレイル発症のリスクと関係し、その割合に性差が生じる原因と考えられる。本研究においては、男女の年齢に差はなかったものの、女性の方がフレイル割合はわずかに多かった。このことは先行研究の結果と一致していた。

次に、フレイルの状態を示す基本 CL 得点と ADL 得点、握力および 5 回立ち上がり時間との関係について検討する。握力はロバストやプレフレイルに比べてフレイルでわずかに低値を示したが、有意な差には至らなかった。また、5 回立ち上がり時間はフレイルがロバストやプレフレイルに比べて遅かった。福尾と村木(2019)は、65 歳以上の高齢者においてフレイル該当者(プレフレイル+フレイル)は健常群と比較して上肢前部の筋量が減少していたが、握力の低下までは至らず健常群との差はなかったと報告している。この理由として、日常生活の更衣や食事、入浴などの動作は筋力に適度な刺激を与えることから、握力は維持されていたと述べている。他方、廣ら(2021)は、基本 CL による調査で 42.3%がフレイル該当となった高齢者では、握力と 5 回立ち上がり時間は非該当者に比べて劣っていたことを報告している。また、山口ら(2022)は、J-CHS 基準で診断したプレフレイルとフレイル該当者(約 46%)の握力と 30 秒椅子立ち上がり回数をロバストと比較し、これらの該当者は能力が低下していたと報告している。本研究では、フレイル該当の有無で握力に差はなく、5 回立ち上がり時間もフレイル該当者のみ低下しており、先行研究と異なった結果であった。このことも、本研究はインセンティブ付きの事業であり、フレイルと判定されたとしても身体機能には大きな低下は生じていない者が多く参加していた可能性がある。一方、基本 CL 得点と ADL 得点、機能的体力との間に弱い相関関係が認められ、フレイルと自立生活に欠かせない日常生活関連動作、運動器の機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、鬱との関連は認められた。吉田ら(2021)は、大阪府北部の摂津市と南部の阪南市の中高齢者を対象にした調査において、40 歳代の 18.7% と 17.9% は中年であってもフレイル該当者であったと報告し、より若い年代からフレイル予防への取り組みが必要であると指摘している。フレイルに関する要因は、高年齢の他に主観的健康観の乏しさや経済状況の不良、主観的体力の低さ、不十分な睡眠、フレイル認知度の低さとされる。今後は、生活習慣病予防とともにフレイルを早期から予防するために、中年期にあたるより若い者を対象者に加えて事業展開を進めることが今後の施策に求められる。

付記

本研究を実施するにあたりご協力いただきました田原本町住民の皆様、同町長寿介護課と天理大学の関係各位に感謝申し上げます。本研究は 2022 年度天理大学学術・研究・教育活動助成(代表: 中谷敏昭)を受けて実施した。この論文において開示すべき利益相反状態はない。

文献

- 東実千代、大友絵利香、久保博子、城戸千晶、佐々尚美、小浜朋子、磯田憲生(2021)高齢者のフレイル評価と日常の活動量、人間-生活環境系学会第 45 回人間-生活環境系学会シンポジウム集, 1-2.
- 福尾実人、村木里志(2019)地域在住高齢者におけるフレイルと身体各部位筋量との関連性、理学療法学, 46 (6), 399-406.
- 厚生労働省老健局(2006)基本チェックリストの考え方について、

- [https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1a-11.pdf.](https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1a-11.pdf)
- 厚生労働省 (2022) 介護予防マニュアル第4版. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25277.html
- 松浦晃宏, 梅原拓也, 山崎貴博, 徳森公彦, 木藤伸宏, 田中秀樹, 山内加奈子, 山岡薰 (2021) 住民アンケート調査による地域高齢者の認知的フレイルに影響する要因の検討－横断研究－, 医療工学雑誌, 15, 9-15.
- 文部科学省 (2007) 新体力テスト, ぎょせい : 東京, pp. 119-120.
- Murayama H, Kobayashi E, Okamoto S, Fukaya T, Ishizaki T, and Shinkai S (2020) National prevalence of frailty in the older Japanese population: Findings from a nationally representative survey, Arch Gerontol Geriatr, 91, 104220.
- 奈良県介護保険課 (2021) 奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画, <https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14366>.
- 奈良県介護保険課 (2023) 令和5年度高齢者福祉対策の概要, <https://www.pref.nara.jp/20704.htm>.
- 成田香織, 田高悦子, 金川克子, 宮下陽江, 立浦紀代子, 天津栄子, 松平裕佳, 臺有桂, 河原智江, 田口理恵, 酒井郁子 (2011) 農村部の地域高齢者における介護予防事業の参加者と不参加者の特徴, 13 (2), 日本地域看護学会誌, 16-22.
- 日本老年医学会 (2018) https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/topics/pdf/20140513_01_01.pdf.
- 大石優利亞, 岸本裕歩 (2022) 地域在住高齢者の身体的フレイルの有症率の性差, 健康科学, 44, 33-39.
- 岡本翔平, 駒村康平, 田辺解, 横山典子, 塚尾晶子, 千々木祥子, 久野譜也 (2017) インセンティブ付き健康づくり事業参加者のうち, 誰がプログラムを継続できないか: 報奨獲得への動機と継続率に関する実証研究, 公衆衛生学雑誌, 64 (8), 412-421.
- Satake S, Senda K, Hong YJ, Miura H, Endo H, Sakurai T, Kondo I, and Toba K (2016) Validity of the kihon checklist for assessing frailty status, Geriatr Gerontol Int, 16 (6), 709-715.
- 佐竹昭介 (2018) 基本チェックリストとフレイル, 日本老年医学会雑誌, 55 (3), 319-328.
- 総務省統計局 (2023) 統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－, <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1380.html>.
- 廣進梅, 樺山舞, 黄雅, 赤木優也, 吳代華容, 清重里, 畑中裕美, 橋本澄代, 菊池健, 神出計 (2021) 地域通いの場に参加する高齢者におけるフレイルの実態といきいき百歳体操効果の縦断的検討～大阪府能勢町いきいき百歳体操効果検証～, 日本老年医学会雑誌, 58 (3), 459-469.
- 宇野千晴, 岡田希和子, 松下英二, 北川元二, 葛谷雅文 (2019) 血液透析患者におけるフレイルの有症率と栄養状態との関連, 名古屋栄養科学雑誌, 5, 31-44.
- 山口英峰, 國佐栄, 村田めぐみ, 高原皓全, 天岡寛, 倉知典弘, 関和俊, 飯田智行, 早田剛, 枝松千尋, 高橋康輝, 幸篤武 (2022) 過疎地域在住者におけるフレイル有病率と身体・認知機能との関連について, 吉備国際大学研究紀要, 32, 21-28.
- 野藤悠, 清野諭 (2018) フレイルとは: 概念や評価法について, 月刊地域医学 32 (4), 312-320.
- 吉田司, 渡邊大輝, 中瀧崇, 山田陽介, 黒谷佳代, 澤田奈緒美, 田中健司, 岡林恵, 島田秀和, 灘本秀美, 西信雄, 宮地元彦, 阿部圭一 (2021) 大阪府摂津市および阪南市における働く世代からのフレイル該当割合ならびにその関連要因, 日本公衆衛生雑誌, 68 (8), 525-537.
- 吉澤裕世, 田中友規, 高橋競, 藤崎万裕, 飯島勝矢 (2019) 地域在住高齢者における身体・文化・地域活動の重複実施とフレイルとの関係, 日本公衆衛生雑誌, 66 (6), 306-316.

学校体育における「スポーツ参加の多様化」の理論的視座に関する研究

澤田 悠
奈良教育大学大学院 教職開発専攻

I 緒言

2017年の学習指導要領の改訂から、体育の「する・みる・支える・知る」といった「スポーツとの多様な関わり方」について初めて言及が行われたが、これまでの体育の学習においてはいわゆる「する」ことが中核に置かれていた（高橋, 2019）ことを考えると学校体育の理論における大きな転換点であるといえる。

では、そのような大きな転換点は、どういった意義でなされたのだろうか。文部科学省は「スポーツとの多様な関わり方」を通じて共生社会の実現を目指していると述べている。言い換えると、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すには、「スポーツとの多様な関わり方」が必要であるということである。そのため、「スポーツとの多様な関わり方」は、社会の中に位置付けられており、こうした理論が重視されるようになった背景には、社会の変化や潮流が少なからず影響を与えていると考えられる。このような大きな変更がなされたといえる学校体育において、この理論の歴史的・理論的背景を整理することが必要であるといえる。

「スポーツとの多様な関わり方」に関する研究として主に、①実際の学習場面への応用方法についての研究、②「する・みる・支える・知る」のいずれか1つのみを取り上げ、その意義に着目した研究、③その教育効果に関する研究がある。このように先行研究では、「スポーツとの多様な関わり方」について、その教育的価値や方法についての研究は行われており、この学習を通して豊かなスポーツライフの実現やスポーツを通じた共生社会の実現に繋がることは明らかになっているものの、その概念が体育の理論の中でどのように位置付けられるのか批判的に研究を行ったものは管見ながら見られない。このような理論的位置づけを明らかにすることは、体育におけるスポーツをどう扱うかについて考察するうえでの一助となると考えられる。

そこで本研究では、学校体育における「する・みる・支える・知る」といったスポーツ参加の多様化の動向の、歴史的・理論的背景、社会との関連などについて整理し、どのような経緯で教育に落とし込まれたのかということを明らかにするとともに、「スポーツ参加の多様化」について「教育全体における多様性の重視」、「スポーツ立国」の推進、「スポーツの商業主義化」の3つの視点から考察し、体育教育において取り扱う際の教育的配慮について言及することとする。

II 教育全体における多様性の重視

文部科学省が打ち出した共生社会の実現、すなわち多様性の受容の潮流に直接影響を与えた一要因として、20世紀半ばの世界的な「多文化教育」と「インクルーシブ教育」の重要性の高まりが挙げられる。1960年代、アメリカ合衆国の黒人文化運動に端を発した「少

「数民族文化研究」は多文化教育を誘引するものとなり、その後マイノリティの文化を尊重することを基盤にして社会的不遇の解消、平等で公正な処遇の実現をめざす教育の思想・実践として発展を遂げてきた。このような背景のもと、2005年10月第33回UNESCO総会において「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」が締結されるに至った^{注1)}。こうした「多文化教育」は、世界では一般市民の日常生活に根差しながら長い年月をかけて立ち上がってきた理念であるのに対し（江渕、1994），日本では、非日常の1995年阪神・淡路大震災を契機として立ち上がった理念であるという契機の違いがあると言われている（栗本、2016）。加えて世界でその重要性が認識されてから15年遅れていることが指摘できる。

「インクルーシブ教育」については、1950年代に広まったノーマライゼーションの理念を基にした「通常学級において、障害のあるなしに関わらず共に学ぶ理念」である統合教育に代わり1990年代から目指されるようになり、1994年に「特別ニーズ教育世界会議」で採択された「サラマンカ宣言」において初めて明示された。そのサラマンカ宣言では、万人のための教育を目指すという視点に加え、持続可能な社会の理念に基づく経済的な視点も取り入れられている。

日本の「インクルーシブ教育」においても「多文化教育」と同様に、世界でその重要性が議論されてから約15年後遅れたものであると指摘できるとともに、日本におけるインクルーシブ教育は障害児教育（現在の特別支援教育）の中で主に進められてきた。しかし、海外におけるインクルーシブ教育は障害児のみならず、多文化、性の多様性理解なども含めたすべての子どもを対象としており、より包括的な教育を目指しているといえる（嶺井、2016）。

こうした過程を経て、日本の学校教育では多様性の受容が目指されるようになったが、それがいつごろからどのような意味をもって教育に取り入れられていったのだろうか。本研究では直近の3度の学習指導要領（1998年・2009年・2019年）で取り上げられた「多様」という言葉に着目し、考察を行った。その結果、現行の小学校から中学校・高等学校の学習指導要領総則（解説）を比較すると、「多様」という記載は、小学校94件、中学校94件、高等学校125件であった。加えて、学校種による違いとして、高等学校の学習指導要領で多く記載されている傾向があり、高等学校保健体育編が最多で444件記載されていた。また、3回の学習指導要領の「多様」という言葉の記載件数を比較すると、1998年改訂の学習指導要領では記載されておらず、2009年改訂の学習指導要領から記載されるようになり、現行の学習指導要領では大幅に増加していた。

以上のように「多様」という言葉は2009年改訂の学習指導要領から記載されるようになり、その使われた文脈をみてみると、総則において「多様な他者、人々」「多様性」というような記載が多かったことから、個人の多様なバックグラウンドや思考・個性を認め合うことを重要視するようになったといえる。

こうした教育全体での多様性の重視が各教科に落とし込まれていき、体育・保健体育での「スポーツとの多様な関わり方」の重要視に繋がっている。しかしながら、学習指導要領総則における「多様な表現」「多様な考え方」の具体的な文脈に即して着目すると、どこに「多様性」をみるのかという点において体育・保健体育で用いられている文言には若干の差異が見受けられる。総則の「多様」という表現は、子どもたちが多様な表現や考えに対

して触れたり、認めたり、理解したりという、いわば受容の寛容性や柔軟性を求めていいるといえる。一方で、体育科における「スポーツとの多様な関わり方」はスポーツに対する関わり方の方法が多岐にわたることへの理解を促進し、行動の変容を求めていいるといえる。

このように「スポーツとの多様な関わり方」の理論は、多様性の尊重、共生社会の実現が目的とされていることにおいては、他教科の多様性の理解と同様であるが、その方法を多様化することを求めていいるといえる。ただ、こうした多様な方法が成り立つ前提には多様性が受容される社会が必要であり、目的・方法の相互に補完し合う形で落とし込まれていてこれがこの理論の特徴であると指摘できる。

III スポーツ立国の推進

学校体育において、スポーツ参加の多様化がめざされるようになった背景のひとつには、スポーツ立国の推進政策があげられるだろう。文部科学省は、今後の我が国のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略」を2010年8月26日に策定した。その「スポーツ立国戦略」では、人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視を基本的な考え方の1つとして掲げている。こうした「スポーツ立国戦略」に示されたスポーツを「する」「みる」「支える」取り組み方針が、2017年に告示された現行の学習指導要領において「知る」を加えた形で整理されていったことが分かる。

こうした文部科学省がスポーツ立国を推進するようになった背景を学校体育の理念の変遷に即してとらえてみれば、学校体育が戦前の「身体の教育」を経て、一般教育達成の「方法」として運動を位置づけた「運動による教育」を実践したのちに、1970年代以降スポーツの内在的価値を認め、それ自体を楽しむことを目的としていた過程に注目する必要がある。すなわちスポーツ立国戦略は、学校体育の理念の変遷の中でも、スポーツの内在的価値を重視する時期での取り組みであり、スポーツは就学期における「教材」というだけでなく生涯において関わる必要のある対象として位置づけられるようになったということである。

こうした近年の社会におけるスポーツの重視は、学校体育の歴史の中においても確認できる。本論において学習指導要領を調査してみると、小学校では2019年改訂版ではじめて「スポーツ」という語彙が出現する。中学校・高校においては継続して「スポーツ」の記載はあったものの、2008・2009年の改訂から大幅に増加していた。すなわちこうした近年の学習指導要領内における「スポーツ」の語彙の多用は、「運動」という用語が「スポーツ」に呼び変えられたことによるものだと考えられる。特に「生涯スポーツ」などを指す場合には、おのずとスポーツを組み入れた用語を用いることが一般的であるといえる。すなわち、しだいに「スポーツ」という用語が運動よりも一般的になり、生涯にわたって親しむ対象は「運動」ではなく「スポーツ」となっていたことが分かる。これは、この時代には既に「スポーツ」が市民権を得ていたという社会的背景が指摘できる。

このような学習指導要領における「スポーツ」の記載に変化がみられたのは、2008年の改訂からであり、これまでの学習指導要領においては「運動」と記載されていたものが「運動やスポーツ」というように「スポーツ」が加筆されるようになった。この変更点から、学校体育において単に「運動」や「競技」のみを対象とするのではなく、いわゆる身体的

な運動を総体としての「スポーツ文化」と捉えられていることが指摘できる。特に競技大会の役割や価値に焦点をあてるなど、スポーツによる交流を意図する目的的なスポーツ観が色濃く示されるようになったと言える。

その流れは 2016, 2017 年の改訂でも引き継がれており、体育理論において 2008 年改訂版と同様の記載が見られたが、本改訂では新たに「する・みる・支える・知る」といった「スポーツとの多様な関わり方」が示されることになった。これは、スポーツ立国戦略において基本的な考え方の 1 つとして示された「する、観る、支える人の重視」と通じるものであり、それに「知る」を加えた形で指導要領として構成されている。この「みる」「支える」関わりというのは、スポーツ観戦やメディアを通しての視聴、スポーツボランティアなど主にスポーツ大会や競技を前提にしているといえる。そのため、この理論の推進によって「する」ことが「スポーツ」という狭義のものではなく、「文化としてのスポーツ」として広義に普及させることが目指されたものと推察される。

IV スポーツの商業主義化

これまでのスポーツは、1880 年以降に積極的にアマチュア組織が結成されていき、国際オリンピック委員会（以後 IOC）などがアマチュアリズムを重視したことで世界的に普及していくこととなる（内海, 1987）。しかしながら、1974 年に IOC が「プロプレイヤーの容認」に舵を切った（水谷, 2020）ことは、スポーツ界全体においても厳格なアマチュアリズムが衰退していく転換点となったといえる。このアマチュアスポーツからプロスポーツへの転換は、スポーツと経済の繋がりを一層強めていく要因になったと考えられる。この傾向が顕著に表れたのが、1984 年に行われたロサンゼルスオリンピックであり、テレビの放送権を徴収するなど商業展開し、大きく黒字をおさめたことからオリンピックは儲かると考えられるようになり、現在の経済と大きく結びついたオリンピックへと転換することとなった（山本, 2014）。さらにオリンピックのようなメガスポーツイベントの開催はその国、地域にとって、放送権以外にも大きく経済効果を生み出し、山口ほか（2018）によると、直接効果、間接効果、誘発効果があることが指摘されている。こうした効果は、「する」だけではない「スポーツとの多様な関わり方」が前提となっていることはいうまでもない。

以上のことから、スポーツは「文化としてのスポーツ」として、「する」だけでない「みる・支える・知る」関わりなどといった参加の多様化が認められるようになったことを前述したが、その背景にはこうしたスポーツ市場の要請が大きく関連していることがいえる。言い換えると、スポーツ界にとって市場経済との大きな繋がりを維持するためには、「する」だけでない他の関わりもスポーツ文化に包括し、広く普及する必要があったともいえる。

このようなスポーツと経済の関係について、体育教育において主たるテーマとして取り上げた最初は、2009 年改訂の高等学校学習指導要領保健体育編からである。先述したように 1984 年にはすでに大規模なスポーツの世界大会は、企業にとって巨額の資金を獲得するための機会となっており、またスポーツもそういった経済との繋がりなくしては大会を開催できない程、経済との繋がりを強めていた。しかしながら、こうしたスポーツと経済の繋がりについて、教育で取り上げられるようになるまでには、約 30 年近くの年月がかか

ったといえる。さらにこの時点では、小学校体育、中学校保健体育の学習指導要領ではスポーツと経済についての記載はなく、高等学校でのみ扱われるという限定的なものであった。

2017年告示の高等学校学習指導要領保健体育編が施行されると、スポーツインテグリティの重要性も示されるようになったが、ここではスポーツインテグリティが脅かされることはスポーツによる経済的波及効果の高まりによる弊害であるという認識のもと取り上げられている特徴がある。こうしたことは友添の言葉を借りれば「悪しき商業主義に支えられた勝利至上主義」(友添, 2015)が原因で起こるスポーツ存在そのものを脅かす倫理的諸問題であり、日本のみならず、国際的な問題として取り上げられていた。そのような社会の要求の中で、現行の学習指導要領ではスポーツインテグリティの重要性が示され、スポーツが経済と繋がることによって生まれる危険性、そしてそれにどのように向き合っていくのかというスポーツリテラシー、高潔さといったスポーツ倫理教育も合わせて行われるようになった。しかしながら、中学校においては、2017年の保健体育学習指導要領改訂からメディアの発達による「みる」スポーツの広がりについても言及するようになったが、スポーツとメディアの経済的な繋がりについては触れられていなかった。

以上のように、近年教育の中で取り上げられるようになったスポーツと経済の関係性の中で、ビッグイベントとそれにかかるメディア（すなわち「みる」スポーツ）の問題抜きには語れず、メディアの発達によって、「みる」スポーツの普及へ大きな影響を与えたといえる。そのようなメディアを通したスポーツの広がりを学校教育で取り上げるようになったことは、「みる」こともスポーツだと認めるようになったといえる。すなわち、スポーツは「する」だけでなく、「みる」こと「支える」ことなどもスポーツ文化だと捉えるようになったと言え、「スポーツとの多様な関わり方」を子どもたちに教えることになった転換点だと考えられる。

さらに、「支える」スポーツに着目すると、先述のようなビッグイベントには「支える」ボランティアの存在が非常に重要である（笛川スポーツ財団, 2014）。しかしながら、文部科学省の調査によると我が国のスポーツボランティア実施率は、近年6%～8%で推移しており、その活用は十分ではない現状がある。さらに、中小規模の大会ではそれほど資金が潤沢ではないため、ボランティアが非常に重要であるといえる。これらのことから、スポーツイベントを支え、持続可能とするためにはボランティア、すなわち「支える」スポーツの育成が不可欠であるという背景が指摘できる。

V 結論

本研究では、「スポーツとの多様な関わり方」に関する教育は、社会全体の多様性の受容への希求によって、その目的と方法の両面に影響を受けていることを指摘した。さらに、ここでいう「スポーツ」は、単に体を動かす運動ではなく、スポーツ文化、特に競技や国際大会の価値を重視し、目的的なスポーツ観を背景としていた。このことはスポーツの商業主義化とも関連しており、その進展が「する」だけでない「みる」「支える」といったこともスポーツ文化だと捉えるようになる転換点になったことも明らかになった。すなわち、この理論の推進によって、共生社会の実現を目指すと同時に、大きな経済効果をもたらす

「スポーツ」の存続を担保することも目指していたといえる。

このような背景を基にこの「スポーツとの多様な関わり方」を体育において教育する際には、「スポーツの価値を重視し、目的的なスポーツ運用」のもとにスポーツ消費者を育成することになりかねないということと、それにより共生社会が成り立つといふいわば誤解に対して注意を払う必要がある。

注

1) ただし、上記のようにこれをめぐる議論には、アメリカ主導のグローバル資本主義への対抗策という、EU固有のポリティクスが影響していることを江渕（1994）が指摘している。ここでは、理想的な理念に基づいた実践より経済的な権利保障が先立つという課題が指摘できる。

主要参考引用文献

- 江渕一公（1994）多文化教育の概念と実践的展開—アメリカの場合を中心として—. 教育学研究, 61(3):18-28.
- 木村真知子（2005）学校体育の存在意義に関する原理的考察. 体育学研究, 50:403-413.
- 嶺井正也（2016）インクルーシブ（包摂共生）教育の国際動向：概念を中心に. 専修大学人文学研究所, 人文科学年俸, 46:146-176.
- 岡出美則・友添秀則・松田恵示・近藤智靖（2015）新版体育科教育学の現在. 創文企画:東京.
- 笹川スポーツ財団（2014）平成26年度文部科学省『スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究（スポーツにおけるボランティア活動を実施する個人に関する調査研究）』報告書. <https://www.ssf.or.jp>, (参照日 2024年1月16日).
- 高橋健夫（2006），学校教育におけるスポーツの役割－体育科におけるスポーツの位置づけに関連して－. 学術の動向 11(10):76-78.
- 高橋修一（2019）学校体育における「みる・支える・知る」スポーツとは. 体育科教育, 67 (7) :16-19.
- 友添秀則（2015）スポーツの正義を保つために－スポーツ・インテグリティーを求めて－. 現代スポーツ評論, 32:8-17.
- 友添秀則（2018）「する、みる、支える」スポーツとの多様な関わり. 初等教育資料, 971:6-11.
- 内海和雄（1987）アマチュアリズムの終焉：個人主義崩壊から公共性の復権へ. 一橋大学研究年報人文科学研究, 26:123-173.
- 山本康友（2014）「オリンピックのその後～競技施設等の整備から見えるもの～. 日本不動産学会誌, 2 (1) :49-53.
- 山口志郎・押見大地・福原崇之（2018）スポーツイベントが開催地域にもたらす効果：先行研究の検討. 体育学研究, 63:13-32.

奈良体育学会会則

奈良体育学会「学生・若手研究奨励賞選考内規」

「奈良体育学会研究年報」投稿規程

奈良体育学会会則

第Ⅰ章 総 則

第1条 本会は奈良体育学会と称する。

第2条 本会は体育に関する科学的研究を行い、体育学の発展をはかり、体育の実践に寄与することを目的とする。

第Ⅱ章 組 織

第3条 本会は前条の目的に賛同する研究者を以て組織する。

第Ⅲ章 会 員

第4条 会員の種別は次の通りとする。

1. 正会員：正会員より推薦された個人で、理事会が承認したもの
2. 名誉会員：本会に貢献のあった個人で、理事会が推薦し、総会の承認を受けたもの
3. 賛助会員：本会の目的に賛同する団体及び個人で、理事会で承認されたもの

第Ⅳ章 機関及び役員

第5条 本会の運営は次の機関による。

1. 総会
2. 理事会

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長…1名
2. 副会長…1名
3. 理事…5名（理事長1名を含む）
4. 幹事…2名
5. 会計監査…2名

他に顧問・参与をおくことができる。

第7条 理事及び会計監査は会員による選挙によって選出する。

会長、副会長及び理事長は理事会において理事のうちから選出する。但し、本会会長・副会長は会の運営上、日本体育・スポーツ・健康学会会員でなければならない。

第8条 会長は本会を代表して会務を統括し、総会の議長となる。

第9条 副会長は会長を補佐して会長事故あるときはその会務を代行する。

第10条 通常総会は毎年1回開催し、当日の出席会員をもって構成する。

総会は会長・副会長・理事・会計監査の承認を行うほか、理事会の提出する事項を議決する。総会は会長が召集する。

第11条 臨時総会は会員の1/3以上の要望があり、また理事会が必要と認めた場合に開くことができる。

第12条 理事会は理事をもって構成し、会の運営に当たる。理事長は理事会を代表し理事会の議長となる。

理事長は理事会を招集する。理事は会務を処理する。なお、理事長は必要に応じ、理事会にオブザーバーとして、奈良地域選出の日本体育・スポーツ・健康学会代議員を招聘することができる。

第13条 幹事は理事長が委託し、会の庶務、会計に当たる。

第14条 顧問及び参与は体育会の功労者から理事会の推薦により会長が委嘱する。

第15条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし2期を限度として重任を妨げない。

第16条 総会及び理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第Ⅴ章 事 業

第17条 本会の目的を達するために次の事業を行う。

1. 学会の開催
2. 研究会・講演会等の開催
3. 機関誌の発刊ならびにその他の出版
4. その他本会の目的に資する諸事業

第VI章 会 計

第18条 本会の会費は次の収入による。

1. 会費 2. 事業収入 3. 他よりの助成金及び寄付金

第19条 正会員の会費は年額 1,500 円とし、日本体育・スポーツ・健康学会会員の年度会費と合わせて自動振替により納入することを原則とする。ただし、本会のみに所属する者については、直接事務局に毎年 4 月末までに払い込むものとし、名誉会員については会費を徴収しない。2 年続けて年会費を納入しなかった正会員は退会扱いとする。

第20条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

第VII章 雜 則

第21条 本会の所在地（事務局）は 2 年度毎に変更し、理事会で決定する。

第22条 本会の所在地（事務局）を次に置く。

〒630-8506 奈良県奈良市北魚屋西町 奈良女子大学スポーツ健康科学コース
石坂友司研究室

第23条 名誉会員の資格は、本会の会長を経験した年齢 70 歳以上の正会員であることとする。名誉会員は、会費を支払う義務を免除される。また、奈良体育学会における選挙権および被選挙権をもたないが、正会員と同様に学会大会に参加したり発表したりする権利や、会報や研究年報等を受け取る権利を持つ。

第24条 本会の会則は総会の議決により変更することができる。なお、事務局の所在地については、理事会の議をもって変更できるものとする。

付 則

第1条 本会は会員の実状により日本体育・スポーツ・健康学会奈良地域としての機能を果たすものとする。

第2条 この会の会則は昭和 45 年 6 月 20 日から実施する。

第3条 この会の会則は昭和 58 年 4 月 30 日から改定する。

第4条 この会の会則は平成 3 年 5 月 11 日から改定する。

第5条 この会の会則は平成 7 年 5 月 20 日から改定する。

第6条 この会の会則は平成 9 年 4 月 12 日から改定する。

第7条 この会の会則は平成 12 年 4 月 8 日から改定する。

第8条 この会の会則は平成 19 年 12 月 1 日から改定する。

第9条 この会の会則は平成 20 年 4 月 10 日から改定する。

第10条 この会の会則は平成 22 年 4 月 20 日から改定する。

第11条 この会の会則は平成 24 年 5 月 15 日から改定する。

第12条 この会の会則は平成 26 年 4 月 21 日から改定する。

第13条 この会の会則は平成 28 年 4 月 14 日から改定する。

第14条 この会の会則は平成 30 年 4 月 23 日から改定する。

第15条 この会の会則は令和 2 年 5 月 2 日から改定する。

第16条 この会の会則は令和 3 年 12 月 19 日から改定する。

第17条 この会の会則は令和 5 年 11 月 25 日から改定する。

奈良体育学会選挙細則

- 第1条 この細則は本会会則第7条の定めるところにより実施する選挙の規定である。
- 第2条 被選挙人及び選挙人は奈良体育学会正会員であり、選挙実施年度の前年度までに本会正会員であることをとする。顧問、参与は対象としない。
- 第3条 選挙管理委員会は選挙実施年度の理事会が任に当たり、次年度の総会までに役員名簿を作成する。
- 第4条 選挙は郵送またはWebにより行い、郵送による場合は選挙管理委員会が定めた締切日の消印をもって有効とする。Webによる場合は選挙管理委員会が定めた締切日時までに行われた投票を有効とする。
尚、同点位の場合は選挙管理委員会で調整する。
- 第5条 本細則の改廃は、奈良体育学会理事会において審議し、奈良体育学会総会において決議する。

付 則

- 第1条 この細則は平成7年5月20日から実施する。
- 第2条 この細則は平成20年12月1日から改定する。
- 第3条 この細則は令和3年12月19日から改定する。
- 第4条 この細則は令和5年11月25日から改定する。

令和4・5年度 奈良体育学会（日本体育学会奈良地域）役員名簿

◆役 員 会 長：松井良明（奈良工業高等専門学校）

副 会 長：高橋豪仁（奈良教育大学）
理 事 長：石坂友司（奈良女子大学）
理 事：寺田和史（天理大学）
理 事：星野聰子（奈良女子大学）
理 事：立正伸（奈良教育大学）
理 事：中田大貴（奈良女子大学）

◆会計監査 成瀬九美（奈良女子大学）
藤原素子（奈良女子大学）

◆事 務 局 庶務幹事：高徳希（奈良女子大学）、浅野友之（奈良女子大学）
会計幹事：石坂友司（奈良女子大学）

奈良体育学会「学生・若手研究奨励賞選考内規」

平成 30 年 11 月 23 日制定

(目的)

第1条 奈良体育学会は、学生および若手研究者の研究を奨励することを目的として、学生・若手研究奨励賞を設ける。

(対象)

第2条 学会大会において行われた一般研究発表を審査対象とする。なお、対象者は、大学院、学部に所属する学生・研究生の正会員、または年齢が 30 歳以下の正会員で、当該発表のファースト・オーサーとする。

(審査)

第3条 学生・若手研究奨励賞の選考のため、審査委員 4 名（内 委員長 1 名、副委員長 1 名）で構成される学生・若手研究奨励賞審査委員会を設置する。

- 2 構成員は、理事会の互選により決定する。4 人に満たない場合は、会員より選出し、理事会において承認する。
- 3 以下の項目に当てはまる研究発表が学会大会で予定されている場合、当該の会員は審査委員になることはできない。
 - (1) その会員が共同発表者となっている研究発表
 - (2) その会員の研究室に所属している者の研究発表

(審査方法)

第4条 審査は、4 名の審査委員が研究発表を以下 の方法で審査する。

- 2 審査員は、各々、第 5 条の審査の視点に基づき、上位 3 演題を選ぶ。
- 3 得点は、第 1 位の研究発表を 3 点とし、以下 2 位に 2 点、3 位に 1 点を与え、4 名の審査委員の結果を合計した総合得点で学生・若手研究奨励賞を選考する。
- 4 同点により複数の研究発表が第 1 位になった場合、審査委員会は以下の基準により、1 つの研究発表を決定する。基準は、2 名以上の審査委員が当該研究発表を「第 1 位」としていること。
- 5 この基準を適応しても 1 つに絞ることができない場合は、委員会の審議により 2 つの研究発表まで選考できる。

(審査の視点)

第5条 審査の視点は、以下の 7 項目とする

- (1) 課題設定の独創性・新規性
- (2) 研究目的の明確性
- (3) 先行研究の検討の着実性
- (4) 研究方法の妥当性
- (5) 発表内容全体の論理性
- (6) 研究結果の客觀性・信頼性
- (7) 今後の発展性・将来性

(審査結果の確定)

第6条 審査委員長は、理事会に結果と審査経過を報告し、理事会の了承をもって最終決定とする。

(授与)

第7条 奈良体育学会代表は、当該年度の奈良体育学会大会期間中に、受賞者に対して賞状を授与する。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、奈良体育学会理事会において決定し、奈良体育学会総会に報告する。

附則

1. 本規定は平成 30 年 11 月 23 日より施行する。

「奈良体育学会研究年報」投稿規程

2020 年 11 月 21 日制定

1. 奈良体育学会（以下「本学会」という）会則第 17 条（3）に定められた学会誌（「奈良体育学会研究年報」）発行の事業を行うため、この規程を設ける。
2. 「奈良体育学会研究年報」（以下「本誌」という）への投稿は、筆頭著者が本学会会員に限る。ただし、本学会事務局は、本学会の会員と非会員とを問わず論文を依頼することができる。
3. 投稿論文の書式、ページ数、図表等、その他の原稿作成にかかる規定については、本学会発行の会報等の案内に定めるとおりとする。なお、その他の原稿作成要領については、日本体育・スポーツ・健康学会「体育学研究」投稿の手引きに準ずる。
4. 本誌に掲載された論文の著作権の一切（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
5. 論文の作成に際しては、研究対象の取り扱い等について十分な倫理的配慮が必要であり、且つ、実際に配慮した点を論文中に明記する。
6. この規程は、奈良体育学会総会の決議により改正することができる。

附則

第1条 この規程は、2020 年 11 月 21 日から施行する。

第2条 この規程は、2021 年 12 月 19 日から改定する。

令和 5 年度（2023 年度）

奈良体育学会研究年報 第 28 号

令和 6 年 3 月発行
編集・発行 奈良体育学会
印刷 新踏社

奈良体育学会事務局
〒630-8506 奈良市北魚屋西町
奈良女子大学スポーツ健康科学コース内
Tel: 0742-20-3347
e-mail: narajimukyoku@nspehss.org